

金融商事法ワーキングペーパー・シリーズ

2014-8

「中国会社法における支配株主規制」

中国清華大学専任講師
朱大明

2014年3月

寄付講座「グローバル証券市場法」

東京大学大学院法学政治学研究科

2014-8

「中国会社法における支配株主規制」

中国清華大学専任講師
朱大明

2014年3月

寄付講座「グローバル証券市場法」

東京大学大学院法学政治学研究科
東京都文京区本郷 7-3-1

<http://www.securities.j.u-tokyo.ac.jp/>

中国会社法における支配株主規制

連絡先等：

著者：朱大明

所属：中国清華大学（専任講師／商法）

E-mail:zhudaming@hotmail.com

電話：080-3930-2011(日本)

86-13632923060(中国)

目次：

第一節 問題の提起

第二節 中国における支配株主規制の形成

第三節 2005年中国会社法における支配株主の行為規制

第四節 2005年中国会社法における会社経営者の行為規制

第五節 中国会社法の規定上の欠落・不備に関する解釈論

第六節 中国会社法における支配株主の株主権濫用等に関する議論（誠実義務）

第七節 結論

第一節 問題の提起

中国においては、1979年から「改革開放」政策が実施され、市場経済が導入されたことをきっかけとして、目ざましい経済発展がなされ、法制面では、1993年中国会社法が制定され、株式会社制度が導入・整備された。

経済が急速に発展・拡大していく中で、1990年代の後半以降、支配株主問題が発生した。すなわち、支配株主とその意を受けた会社経営者による巨額な会社資産の不正取得、会社の利益収奪、少数株主の利益侵害等の社会を驚愕させる重大な企業不祥事が頻発し、数多くの裁判が提起されたのである。このような支配株主による会社財産・利益の侵奪を支配株主問題という。

1993年中国会社法においては、支配株主・会社経営者の会社・少数株主に対する損害賠償責任や、その責任を追及する代表訴訟等の訴訟に関しては、規定が置かれぬか、不十分な規定しかなく、また支配株主による不公正な議決権行使がなされた総会決議の瑕疵を争う訴訟に関しても、不十分な規定しかなかったため、会社・少数株主には、支配株主・会社経営者に対する訴訟による十分な救済・是正手段は与えられていなかった。

支配株主問題は、中国の経済市場に対する国内外の投資家の信頼を損なうおそれがあるとして重大な問題として位置づけられ、2005年中国会社法では、支配株主問題に対し、①支配株主による株主権の濫用禁止、会社・会社経営者に対する影響力の濫用禁止、これに違反した場合の会社・少数株主に対する損害賠償義務、②会社経営者の忠実義務・善管注意義務（勤勉義務）の強化、これに違反した場合の会社・少数株主に対する損害賠償義務、③上記の損害賠償責任の追求手段としての株主代表訴訟、④支配株主の議決権濫用により成立した株主総会決議の瑕疵を争う訴訟の導入等に関する規定を設けた。

これに対し、日本においては、古くから親会社による子会社支配、創業家一族による会社の私物化等の支配株主問題の存在が指摘され、支配株主の横暴に対処するための解釈論・立法論が提示されていたが、本格的な立法上の手当てはなされず、親子会社に関し、1963年（昭和38年）の計算書類規則で、貸借対照表において子会社に対する金銭債権を他と区別して記載すべきものとされ、1974年（昭和49年）商法改正で親子会社の定義、監査役の子会社調査権が設けられ、1981年（昭和56年）商法改正で子会社による親会社株式取得の禁止等が設けられたにとどまり、親会社（支配株主）の株主権濫用、支配力の不正行使を禁止する行為規制は導入されなかった。

その後、最近の持株会社の解禁（独禁法）、株式交換・株式移転・会社分割の創設による企業再編法制の整備等により、企業のグループ経営が進む中で、企業グループ（支配株主）の利益を配慮・優先させることと子会社取締役の忠実義務の問題、支配株主（親会社）又は親会社取締役の忠実義務、責任問題等が指摘されるようになっている。

現行の日本会社法は、取締役の行為規制に関しては、権限行使に関する法令・定款遵守義務、忠実義務、善管注意義務が定められ、会社に対する影響力の不正利用についても、

影響力の不正利用は忠実義務、善管注意義務の違反を構成すると解されるので、これらの義務による規律が可能である。そして、取締役が任務懈怠した場合の会社に対する損害賠償責任と、当該責任追及の訴え（代表訴訟）については詳細な規定が置かれ、豊富な解釈論が行われている。また、支配株主の議決権濫用により成立した株主総会決議の瑕疵を争う訴訟についても、同様に、詳細な規定が置かれ、豊富な解釈論が行われている。

しかしながら、最も肝心の支配株主の行為規制（株主権濫用・影響力不正行使の禁止とこれに違反した場合の損害賠償義務）に関する規定がない。

学説では、立法上の欠落を補うべく、子会社（従属会社）の取締役の責任を通じた親子会社間の取引の公正の確保、支配株主の誠実義務、信認義務、権利濫用の禁止、非通例的取引を行った支配株主の損害賠償責任等の理論により、支配株主による株主権・影響力の不当行使に対する抑制の理論的検討がなされているが、実務上、これらの理論が十分に認められるには至っていない。その最も大きな要因は、制定法主義の日本において、支配株主の行為規制に関する実体法上の規定がないことにあると考えられる。

日本においても、最近、親子会社法制を中心とする支配株主問題への対応が、立法論上の課題として、現実味を帯びて検討されるようになっており、いくつかの立法論が提示されている。

以上に述べた状況の中で、中国会社法による支配株主の行為規制について、日本会社法の参考の一例として、2005年中国会社法に対し解釈論の観点から、検討して行きたい。

第二節 中国における支配株主規制の形成

中国における支配株主による権利濫用の抑制に関する法制度は1904年に成立した「大清商律」に遡ることができる。以下では、「大清商律」から中国の各時代の会社法における支配株主による権利濫用の抑制に関する法制度を整理していく。

一 「大清商律」から中華民国新会社法まで

中国では、1904年、清国政府により中国初の近代的会社法である「大清商律」が制定された。「大清商律」は、英国会社法、日本商法典をモデルとして立法されたものであるが、当時の社会・経済には封建制度が維持され、近代的な市場主義経済・会社制度は根づかなかった。

1904年「大清商律」では、会社経営者の競業禁止義務、資金流用禁止義務が定められたが、これに違反した場合の損害賠償義務や、その責任追及手段である代表訴訟について規定はなく、株主総会の決議内容の法令・定款違反に対し商部への調査申請が認められていたほかは、総会決議の瑕疵を争う訴訟についても規定は置かれなかった。支配株主については、定款により議決権数の制限を可能とする制度が設けられた。

1911年中華民国が建国され、近代的な市場主義経済の導入と、これに適合する会社法の整備がはかられ、数多くの会社が設立されたが、国内外の政治情勢の不安定等もあり、市場主義経済は十分には発展しなかった。

1914年、中華民国により「会社条例」が制定されたが、同条例は大陸法をモデルとして立法されたものである。1914年「会社条例」では、董事の妥当かつ慎重な経営義務とこれに違反した場合の損害賠償義務が定められたが、代表訴訟は存在せず、監察人に対する提訴請求が認められた。監察人にも同様の責任が課せられた。また、董事は法令・定款に違反した場合、第三者（株主）に対して損害賠償義務を負うと定められ、株主による直接訴訟が可能とされた。株主総会の招集手続・決議内容に瑕疵がある場合につき、総会決議取消訴訟が規定された。支配株主に関しては、定款により議決権行使の制限を可能とする制度、利害関係株主の議決権行使の禁止が定められた。

1929年には「会社法」が制定されたが、同法は大陸法（ドイツ法）、日本法をモデルとして立法されたものである。立法形式としては、「民商合一」の考え方が採用された。1929年中華民国会社法では、董事の定款遵守義務とこれに違反した場合の損害賠償義務が定められ、総会決議に基づく責任追及の訴えのほか、代表訴訟が認められた。監察人にも同様の責任が課せられた。株主総会の招集手続に瑕疵がある場合、総会決議の無効請求訴訟が規定された。支配株主に関しては、無限会社ではあるが、株主の競業禁止義務が定められ、議決権の数が制限され、利害関係株主の議決権行使が禁止された。

1946年には中華民国による新会社法が制定された。同法は、1929年会社法を整備・充実させたものであり、それまでの中国会社法の中では最も完備されたものと評価されている。1946年中華民国新会社法では、董事の法令・定款遵守義務が定められ、その違反について損害賠償義務が課せられ、株主代表訴訟が認められた。監察人にも同様の責任が課せられた。董事・監察人の第三者（株主）に対する損害賠償義務も定められ、株主による直接訴訟が可能とされた。株主総会の招集手続・決議方法が法令・定款に違反する場合、総会決議の無効請求訴訟が認められた。支配株主に関しては、無限会社ではあるが、株主の競業禁止義務が定められ、議決権の数の制限が可能とされ、利害関係株主の議決権行使が禁止された。

以上のとおり、中華人民共和国の建国以前の中国の会社法の歴史においては、支配株主の横暴の抑制等に関する法制度について、会社経営者の行為規制、責任追及制度のほかに、一定の範囲において、支配株主の横暴の抑制につながる規定が設けられていた。すなわち、支配株主の議決権を制限する規定（大清商律第二編会社律100条、1914年中華民国会社条例145条1項、1929年中華民国会社法129条、1946年中華民国会社法174条）、利害関係を有する株主の議決権行使を禁止する規定（大清商律第二編会社律100条、1914年中華民国会社条例145条3項、1929年中華民国会社法131条、1946年中華民国会社法174条）があった。また、無限会社ではあるが、支配株主の競業を禁止する規定（1929年中華民国会社法28条、1946年中華民国会社法48

条)があった。これらの規定は、中国においては、古くから支配株主問題への対応がなされてきたことを示すもので、興味深い。

二 1993年中国会社法から2005年中国会社法まで

1949年中華人民共和国が建国され、計画経済が導入され、1979年の改革開放までこれが続いた。建国以前から残されていた民間企業を規制するため、1950年「私営企業暫定条例」が制定された。また、私営企業につき「公有制の改造」を行うべく、1954年「公私合営工業企業暫定条例」が制定され、民営企業の公営化が進められた。

会社制度について、政治体制の変更によって会社制度の必要がないことになったため、これに関する法制度はほぼ消滅した。

1993年中国会社法は、会社制度を約40年ぶりに回復するものであり、国有企業の改革、民営企業の発展等を目的としたものであったが、中華人民共和国建国後、社会主義経済体制が敷かれ、市場主義経済における会社制度について十分な理解・経験がなかったこと等から、会社経営者の責任については不十分な規定しかなく、代表訴訟については規定がなく、株主総会決議の瑕疵を争う訴訟については、株主に権利侵害行為の差止請求を認めるかの文言の規定が置かれ、支配株主の横暴を抑制する制度（議決権の制限、利害関係株主の議決権行使の禁止）も設けられなかった。近代的な会社法としては、1946年中華民国新会社よりも大幅に規定が後退した観は否めない。

その後、中国においては、国有企業の改革が進み、民営企業の発展とあいまり、市場主義経済のもとにおける経済成長が加速したが、それにつれて、支配株主問題が顕在化し、1993年中国会社法の不備があきらかとなり、如何にして支配株主の行為を規律するかが中国会社法上の大きな課題となった。1993年以降、上場会社を対象とする上場会社規則を中心として多くの支配株主の横暴の抑制に関する法制度が続々と設けられ、そして、これらの法制度を2005年会社法に集約することによって、支配株主の横暴の抑制に関する法制度の立法はその頂点に達した。

すなわち、2005年中国会社法において、支配株主の法令・定款遵守義務、株主権の権利濫用禁止義務、関連関係濫用禁止義務と、これに違反した場合の会社・第三者（株主）に対する損害賠償義務が定められ、支配株主の責任の追及手段としての代表訴訟制度、支配株主による不正な議決権行使を抑制しうる株主総会決議の取消・無効訴訟制度が設けられた。また、会社経営者の行為規制・責任追及手段も大幅に拡充・整備された。

以下では2005年中国会社法を中心として支配株主の問題について検討することとしたい。

第三節 2005年中国会社法における支配株主の行為規制

一 支配株主の定義

いかなる範囲において支配株主を定義づけるかについては、様々な見解や立法例がありうる。一般的には、出資・形式基準と支配力・実質基準とがありうる。歴史的には初期の会社法理論においては、会社の支配力の淵源として資本多数決の原則が着目され、出資過半数の有無により支配株主の該当性を決定していたが、出資比率の分散化の進展を受け、議決権以外の役員の派遣・契約・融資等によっても会社を支配しうるものが着目され、支配力・実質基準が主流となった¹。

日本の商法はかつて親子会社の定義につき出資過半数による形式基準を採用していた。会社法は支配力・実質基準も加味して親子会社を定義している（日本会社法2条3号・4号）。アメリカ法律協会が公表した「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」でも、日本の会社法と同様の基準が採用されている²。

中国においても、支配株主の定義について、出資・形式基準と支配力・実質基準との両面から規定する基準を採っている。

しかし、中国の支配株主の定義が現在のように出資・形式基準と支配力・実質基準との両面から規定されるようになるまでに、多くの制度変遷を経てきた。以下では、中国の支配株主の定義の変遷を見ることを通して、中国の支配株主規制の発展の一側面を覗く。

（一）1994年「境外に上場する会社の定款の必須条項」

中国における最初の支配株主の定義は1994年の「境外に上場する会社の定款の必須条項」³に遡ることができる。「境外に上場する会社の定款の必須条項」48条⁴によれば、単独又は合計で会社発行済みの30%以上の株式を所有すること又は30%以上の議決権を所有すること、若しくは30%以上の議決権をコントロールできることが出資・形式基準とされ、単独又は連合で（他人と一致して行動して）会社取締役会の半数以上の取締役

¹馮果「支配株主の信認義務——解決すべき理論的課題」ワールドワイドビジネスレビュー（同志社大学）第7巻第1号（2005年）166頁以下。

²証券取引研究会国際部会訳編『アメリカ法律協会のコーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告』（日本証券経済研究所、1995年）6頁。

³「境外に上場する会社の定款の必須条項」は1994年9月に国务院証券委員会と国家体改委員会が連合して制定・公布されたものであり。

⁴1994年「境外に上場する会社の定款の必須条項」48条は以下のとおりである。

下記の条件いずれかを該当する場合は、支配株主として見なす。

- ①当該人は単独又は他人と一致して行動する際に、半数以上の董事を選出することができること。
- ②当該人は単独又は他人と一致して行動する際に、会社の30%以上（30%を含む）の議決権を行使することができること又は会社の30%以上（30%を含む）の議決権行使をコントロールできること。
- ③当該人は単独又は他人と一致して行動する際に、会社の対外的に発行済み株式の30%以上（30%を含む）の株式を所有すること。
- ④当該人は単独又は他人と一致して行動する際に、その他の方式により事実上会社をコントロールすることができること。

を選任することができることが支配力・実質基準とされた。この規定に対して30%を所有する（或いはコントロール）としても、必ずしも会社を支配することができるとは限らないため、支配株主に該当しないこともありうることから、30%の株式比率の基準は果たして合理的であるのかとの疑問が指摘されていた⁵。また、支配力・実質基準において「連合」（他人と一致して行動して）という用語が用いられ、この用語についての定義がないので、非常に不明確であると批判されていた⁶。

（二）1997年「企業会計準則——関連関係及びその取引の公開」

1997年1月1日に中国財政部（日本の財務省に相当する）は、「企業会計準則——関連関係及びその取引の公開」を公布・施行した。この規定において情報公開の視点から支配株主に對し新たに定義を行った。

1997年「企業会計準則——関連関係及びその取引の公開」3条によれば、親会社とは直接又は間接にそのほかの企業をコントロールできる企業をいい（3条4項）、子会社とは親会社にコントロールされる企業をいう（3条5項）。そして、「コントロール」とは、一企業の財務と経営政策を決定する権限を有し、かつ、これにより当該企業の経営活動から利益を得ることができるということを指し（3条1項）、「共同でコントロール」というのは、ある経済活動に對し共同で支配することを契約によって約束するということである（3条2項）。

また、同規定9条によれば、支配関係が存在する場合は、相手が企業である場合は、自らと取引があるか否かを問わず、会計諸表に記載して関連する情報を公開しなければならない。支配関係（支配力）について、以下の二つの場合は排除された。①企業と日常の取引があるだけでその他の関連関係が存在しない資金提供者、公用事業の組織、政府部門と機関は、企業の財務と経営決定に参与する可能性がある、或いはある程度で企業の行動自由を制限することができるとしても、当該企業と支配関係（支配力）を有することが認められない。②また、企業と大量の取引を行う関係のみを有する買主、供給者、代理者は当該企業と支配関係（支配力）を有することが認められない（6条）。

「企業会計準則——関連関係及びその取引の公開」における支配株主の定義について、いかにして「支配力」を判定するかという点でより明確な規定が設けられ、その点の発展はその後の2005年改正中国会社法に影響を与えたと言われる⁷。

（三）1999年「上場会社定款指引」

1999年9月に中国証券監督管理委員会は「上場会社定款指引」を公布・施行した。

⁵習龍生『支配株主の義務と責任の研究』（法律出版社、2006年）50頁。

⁶習龍生・前掲注（5）50頁。

⁷習龍生・前掲注（5）52頁。

この「上場会社定款指引」において支配株主の定義が設けられた（４１条⁸⁾。

１９９９年「上場会社定款指引」４１条１項には支配株主の認定基準を規定した。つまり、以下、①その者は単独又は他人と一致して行動するときに、半数以上の董事を選任することができること、②その者は単独又は他人と一致して行動するときに、会社の３０％以上の議決権を行使することができること又は会社３０％以上の議決権行使をコントロールできること、③その者は単独又は他人と一致して行動するときに、会社の３０％以上の株式を所有すること、④その者は単独又は他人と一致して行動するときに、その他の方式によって会社をコントロールできること、の四つのいずれかに該当する場合、支配株主に該当するとされた。

また、同規定４１条２項は「一致して行動する」につき定義を行った。具体的に、「一致して行動する」とは、二人又は二人以上の者が契約の方式（口頭か書面を問わず）により合意に達し、そのうちどちらかが会社の投票権を取得することにより、会社に対する支配力を実現又は強化する行為をいう。

上記の４１条に定められる支配株主の定義は基本的に１９９４年「境外に上場する会社の定款の必須条項」の定義（４８条）に引き継がれると見られるが、「一致して行動する」との対し定義を行ったことは１９９４年「境外に上場する会社の定款の必須条項」の規定より進歩したといえよう。

（四）２００２年「上場会社買収管理方法」

２００２年９月に同じ中国証券監督管理委員会が制定・公布した「上場会社買収管理方法」においても支配株主に対する定義が設けられた（６１条⁹⁾。

⁸ １９９９年「上場会社定款指引」の４１条は以下のとおりである。

本規定でいう支配株主とは以下の条件のいずれかを該当する株主をいう。

- ①その者は単独又は他人と一致して行動するときに、半数以上の董事を選任することができること。
- ②その者は単独又は他人と一致して行動するときに、会社の３０％以上の議決権を行使することができること又は会社３０％以上の議決権行使をコントロールできること。
- ③その者は単独又は他人と一致して行動するときに、会社の３０％以上の株式を所有すること。
- ④その者は単独又は他人と一致して行動するときに、その他の方式によって会社をコントロールできること。

本条でいう「一致して行動する」とは、二人又は二人以上の者は契約の方式（口頭か書面を問わず）により一致に達し、そのうちどちらかが会社の投票権を取得することにより、会社に対する支配力を実現又は強化する行為である。

⁹ ２００２年「上場会社買収管理方法」６１条は以下のとおりである。

買収者は以下の状況いずれかを有する場合は、上場会社の実質的支配に該当する。

- ①一上場会社株主名簿において持株の数が最も多いこと。但し、それに反する証拠がある場合を除く。
- ②行使・支配する一上場会社の議決権の数は当該会社株主名簿における持株数が最も多い株主を超えること。
- ③所有する一上場会社の株式、議決権の比例を３０％又はそれを超えること。但し、それに反する証拠がある場合を除く。
- ④議決権行使を通じて一上場会社の董事会の半数以上のメンバーを当選させることができること。
- ⑤中国証券監督管理委員会認定するその他の状況。

2002年「上場会社買収管理方法」61条によれば、支配株主の認定基準は以下の五つがある。①上場会社の株主名簿においてその持株の数が最も多いこと。但し、それに反する証拠がある場合を除く。②行使・支配する上場会社の議決権の数が当該会社株主名簿における持株数が最も多い株主の議決権数を超えること。③上場会社の株式、議決権の比率が30%又はそれを超えること。但し、それに反する証拠がある場合を除く。④議決権行使を通じて一上場会社の董事会の半数以上のメンバーを当選させることができること。⑤中国証券監督管理委員会が定めるその他の状況。この五つのいずれに該当する場合は、支配株主に該当する。

上記61条の定義は二つの主要な点において変更がある。①は「一致して行動する」という条件を削除した。②自分が支配株主ではないことを反証する制度が設けられた。特に②の変化は評価を受けている。出資・形式基準である「上場会社の株主名簿においてその持株の数が最も多いこと」と「所有する一上場会社の株式、議決権の比率が30%又はそれを超えること」を満たすとしても、必ずしも支配株主に該当するとは限らない。例えば、一つの上場会社において、国が40%の株式を所有し、もう一つの会社が30%の株式を持つとしても、支配株主にならない。したがって、そのような場合は、自分が支配株主ではないことを証明する機会を株主に与えるほうが合理的であろう。

2002年「上場会社買収管理方法」61条に定められる支配株主の定義はより一歩進んだと評価されている¹⁰。

(五) 2005年改正中国会社法

2005年改正中国会社法において、支配株主の定義が明確に定められた(2005年中国会社法217条2号¹¹)。支配株主の定義が初めて基本法のレベルで明文化されたのである。

2005年中国会社法217条2号によれば、以下、①その出資額が有限責任会社の資本総額の50%以上を占める、②その保有する株式が株式会社の株式資本総額の50%以上を占める、③出資額又は保有株式の比率が50%未満であっても、その出資額又は保有株式により有する議決権が株主総会の決議に重大な影響を与える、ということのいずれかに該当する場合は、支配株主に該当すると規定された。

この定義は従前の定義と比較すれば、出資・形式基準と支配力・実質基準との両面から規律することは変わらないが、具体的な要件が大きく変わったことは明らかである。つまり、支配株主として認められる株主の持株数は30%から50%に引き上げられた。

¹⁰ 習龍生・前掲注(5)51頁。

¹¹ 2005年改正中国会社法217条2号は以下のとおりである。

支配株主とは、その出資額が有限責任会社の資本総額の50%以上を占める株主、又はその保有する株式が株式会社の株式資本総額の50%以上を占める株主並びに出資額又は保有株式の比率が50%未満であるが、その出資額又は保有株式により有する議決権が株主総会(日本の有限会社の役員総会に相当)又は株主総会の決議に重大な影響を与えるのに十分な株主を指す。

また、上述の③の定義は、非常に不明確であって、今後、司法解釈、判例等によりその範囲を確定することが必要である¹²。

なお、2005年改正中国会社法において、もう一つの重要な変更点がある。それは実質的支配者という概念が導入されたことである（中国会社法217条3号）。実質的支配者とは、会社の株主ではないが、投資関係、合意又はその他の手段によって会社の行為を実質的に支配できる者をいう。実質的支配者も、支配株主に準じ、「関連関係」¹³の地位を利用して、会社の利益を損なってはならないと規定されている（中国会社法21条）。実質的支配者がこの規定に違反したときも、当然、代表訴訟の被告となりうる。実質的支配者の概念の導入により、支配株主の範囲には含まれないが、会社に対し実質的な支配力を有する者に対する規制が大幅に広げられることになった。

（六）2006年「上場会社買収管理方法」

2006年中国証券監督管理委員会は、上場会社の買収を規律するために「上場会社買収管理方法」^{14 15}を公布・施行した。この「上場会社買収管理方法」は法規命令に該当する。

2006年「上場会社買収管理方法」においては、上記2005年中国会社法における支配株主の定義（217条2号）をより詳細化した点が注目に値する。

2006年「上場会社買収管理方法」において、84条¹⁶が支配株主の定義を定める条文である。この条文によれば、投資者が下記のいずれかに該当する場合、支配株主に該当する。①投資者が上場会社の50%以上の株式を有する支配株主であるとき、②投資者が実質的に支配できる上場会社の議決権が30%を超えるとき、③投資者が上場会社の議決権を実質的に支配することによって会社董事会の過半数のメンバーの選任を決定することができるとき、④投資者が上場会社の議決権を実質的に支配することによって会社の株主総

¹²甘培忠＝劉蘭芳『新類型会社訴訟の疑難問題の研究』（北京大学出版社、2009年）107頁。

¹³関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す。但し、国が持分を支配する企業間では、国に支配を受けているということのみにより関連関係があるとはみなさない（中国会社法217条4号）。

¹⁴2005年中国会社法の改正に応じるため、中国証券監督管理委員会は「上場会社買収管理方法」に対し改正を行って、2006年9月に新しい「上場会社買収管理方法」を施行した。

¹⁵2006年「上場会社買収管理方法」はその後一回改正を経て、2008年8月に中国証券監督管理委員会により新しい版が施行された。この改正は一か所しかなかったことで、支配株主の定義の条文はそのままにされ変動がない。

¹⁶2006年「上場会社買収管理方法」84条は以下のとおりである。

以下のいずれかの状況があれば、上場会社の支配権を有すると見なす。

- ①投資者は上場会社の50%以上の株式を有する支配株主であること。
- ②投資者は実質的に支配できる上場会社の議決権が30%を超えること。
- ③投資者は上場会社の議決権を実質的に支配することによって会社董事会の過半数のメンバーの選任を決定することができること。
- ④投資者は上場会社の議決権を実質的に支配することによって会社の株主総会の決議に対し重大な影響を与えること。
- ⑤中国証券監督管理委員会が認めるその他の状況。

会の決議に対し重大な影響を与えるとき、⑤中国証券監督管理委員会が認めるその他の状況があるとき。

2006年「上場会社買収管理方法」の支配株主の定義（84条）は、2005年中国会社法の規定（217条2号）と比べれば、支配力・実質基準の面でより詳細に規定された。具体的に、②「30%を超える議決権の実質的支配」、③「過半数の董事の人事決定権」、④「総会決議に対する重大な影響力」という三つの場面に細分化したことは注目に値する。

二 支配株主による株主権行使に関する法令・定款遵守義務と権利濫用禁止義務

2005年中国会社法においては、支配株主問題に対応し、支配株主とその意を受けた会社経営者の横暴を抑制するため、相当に完備された制度体系が構築された。支配株主に対しては、株主権行使に関する法令・定款遵守義務、権利濫用禁止義務が定められ（20条1項）、会社・会社経営者に対する影響力の不正行使禁止義務が定められた（21条1項）。また、これらの義務に違反した場合は、損害賠償義務が課せられることとなった（20条2項、21条2項）。以下、支配株主による株主権行使に関する法令・定款遵守義務等について述べ、会社・会社経営者に対する影響力の不正行使については三で述べる。

（一）支配株主の法令・定款遵守義務

中国会社法20条1項・2項は支配株主を含む株主の法令・定款遵守義務、権利濫用禁止義務を規定する条文である。この規定は以下のとおりである。

中国会社法20条：

1項：会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法にしたがって株主の権利を行使しなければならない。株主の権利を濫用して会社又はその他の株主の利益を損なってはならず、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して会社債権者の利益を損なってはならない。

2項：会社の株主が株主の権利を濫用して会社又はその他の株主に損害をもたらした場合は、法律に従い賠償責任を負わなければならない。

1 趣旨

上記の20条1項前段の前半によれば、支配株主を含む株主は株主の権利を行使するに際にして、法令・定款を遵守しなければならない。これが株主（支配株主）の法令・定款遵守義務である。

株主は、出資に応じた議決権を有しており、株主総会において自己の意思に従い議決権

を行使することができるが、それは法令・定款に適合した形で行使されねばならず、特に支配株主は、自己の強大な議決権を行使して、又はこれを背景に会社経営者をその支配下に置き、法令・定款違反や権利濫用等の行為に及ぶことにより、違法に会社及び他の株主に損害を与えるおそれがある。そこで、上記の禁止規定が置かれたのである¹⁷。

2 法令・定款の意義

株主が遵守しなければならない法令とは、法律、行政法規である（中国会社法20条1項）。

中国では、「法律」は全国人民代表大会（日本の国会に相当する。原則年1回開催され、刑法、民法等の基本法を制定する）及びその常務委員会（日本では相当する機関がないが、常設の立法機関として上記基本法以外の法律を制定する）が制定する国の法律をいう（中国立法法7条¹⁸）。

「行政法規」とは国務院（日本の内閣に相当する）が制定する行政法規をいう（中国立法法56条1項¹⁹）。

これらの「法律」、「行政法規」以外にも、国務院の各構成部門（日本の省・庁に相当する）が制定する「部門規章」（中国立法法71条1項²⁰）、省レベルの人民代表大会（日本の都道府県議会に相当する）及びその常務委員会（日本では相当する機関がないが、省の常設の立法機関である）が制定する「地方法規」（中国立法法63条1項²¹）、並びに地方政府（省、直轄市、省会市〔省の首都〕等＝日本の都道府県、政令指定都市、県庁所在地である市に相当する）が制定する「地方規章」（中国立法法73条1項²²）等があるが、中国においては、これらが遵守義務の対象に含まれるか否かについて争いがあり²³、法律の安定性

¹⁷安健『中華人民共和国会社法積疑（2005年版）』（法律出版社、2005年）42頁。

¹⁸中国立法法7条は以下のとおりである。

全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会は国家立法権を行使する。

全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構並びにその他の基本的法律を制定及び改正する。

全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会が制定すべき法律を除きその他の法律を制定及び改正し、全国人民代表大会の閉会期間において全国人民代表大会が制定した法律に対する部分的な補充及び改正を行うが、当該法律の基本原則に抵触してはならない。

¹⁹中国立法法56条1項は以下のとおりである。

国務院は、憲法及び法律に基づいて行政法規を制定する。

²⁰中国立法法71条1項は以下のとおりである。

国務院各部、委員会、中国人民銀行、審計署及び行政管理機能を有する直轄機構は、法律及び国務院の行政法規、決定並びに命令に基づき、当該部門の権限の範囲内で部門規章を制定することができる。

²¹中国立法法63条1項は以下のとおりである。

省、自治区、直轄市の人民代表大会及びその常務委員会は、当該行政区域の具体的な状況及び実際の必要に応じて、憲法、法律並びに行政法規に抵触しないという前提の下で、地方法規を制定することができる。

²²中国立法法73条1項は以下のとおりである。

省、自治区、直轄市並びに比較的大きな市の人民政府は、法律、行政法規及び当該省、自治区、直轄市の地方法規に基づき地方規章を制定することができる。

²³ここでいう法律、行政法規は全国人民代表大会及びその常務委員会により制定する法律及び国務院により制定する行政法規のみではないと主張する見解もある（張頌「有限責任会社の株主権濫用に対する内部賠償救

をはかるため、「法律又は行政法規」を厳格的に解釈すべきとの見解が圧倒的に多い²⁴。

この見解によれば、これらの部門規章等は「法律、行政法規」に該当せず、遵守義務の対象とはならないことになる。

しかし、これらの部門規章等を遵守しないと、実務上多くの問題が生じる懸念がある。例えば、株主（支配株主）は、中国証券監督管理委員会によって制定・施行されている上場会社定款指引・上場会社治理準則等の上場会社規則に違反して良いとは思われない。また、会社はこれらの上場会社規則に違反した場合、中国証券監督管理委員会によって行政処分を受ける可能性があり、その場合は重大な損害をも被るおそれがある。

したがって、部門規章等も、「法律、行政法規」に準じ、支配株主の遵守義務の対象となると解すべきと考える。

株主が遵守しなければならない会社定款とは、株主の合意によって制定される会社の根本規則である（中国会社法11条）。

3 典型例

法令違反の典型例を挙げると、中国会社法16条2項、3項によれば、会社が支配株主に担保を提供する場合は、総会決議を経なければならず、当該支配株主は当該決議事項の投票に参加してはならないと規定されている²⁵。支配株主がこれに違反して議決権を行使した場合は、法令遵守義務違反に該当する。

また、支配株主が不公正な価格による新株発行の総会決議を行ない、少数株主の利益を損なうことも、株主権の権利濫用に該当し、議決権行使の法令違反となる。具体的な判例としては、2006年に発生した上海市泰富有限責任会社事件があげられる。上海市泰富有限責任会社の発行済み株式の85%を保有する上海致達建設發展有限責任会社は、株主総会において自ら提案する安い価額で新株発行を行う議案に賛成することによって総会決議を成立させた。当該決議が会社の少数株主の利益を損なったため、少数株主の提訴により支配株主としての上海致達建設發展有限責任会社の行った行為（支配株主が不公正な価格による新株発行の総会決議を行う）が株主権の権利濫用として裁判所に認められた、という事案である²⁶。

部門規章等違反の典型例を挙げると、「上場会社治理準則」に定められる支配株主の董事・監事の指名・選任に関する法令・定款遵守義務（「上場会社治理準則」20条）、会社

済」『企業経済』2009年第3期177頁）。

²⁴劉俊海『現代会社法』（法律出版社、2008年）263頁。

²⁵中国会社法16条2項、3項は以下のとおりである。

2項：会社が会社の株主又は実質支配者のために担保を提供する場合は、株主会（日本の有限会社の役員総会に相当）又は株主総会の決議を経なければならない。

3項：前項に定める株主又は前項に定める実質支配者の支配を受ける株主は、前項に定める事項に関する議決に参加してはならない。かかる議決は会議に出席するその他の株主の保有する議決権の過半数によって採択する。

²⁶範黎紅「司法は大株主が資本多数決の濫用により増資することに介入する」法学2009第3期149頁。

の決定・経営への違法干渉の禁止（「上場会社治理準則」21条）、支配株主の競業禁止義務（「上場会社治理準則」27条）、等が考えられる。

4 定款違反の典型例

定款違反の典型例について、定款に定められる董事の数を超えて会社に董事を派遣すること等がある²⁷。

（二）権利濫用禁止義務

1 趣旨

上記の20条1項前段の後半には、支配株主を含む株主一般の権利濫用禁止義務、会社・他の株主の利益侵害禁止義務が規定された。これが株主（支配株主）の権利濫用禁止義務である。株主は、出資者として、株主総会議決権を有しているが、その権利を濫用してはならない。特に支配株主は、強大な議決権を有しており、権利濫用行為により会社・他の株主に損害を与えるおそれがある。そこで、上記の禁止規定が置かれたのである、と説明されている²⁸。

2 権利濫用の意義

一般の株主による株主権の行使につき、いかなる場合に権利濫用が成立するか。株主には利己的な株主権の行使が許容されているので、具体的に株主の権利行使がいかなる範囲において濫用に該当するかについては、相当に困難な判断を要するものと思われる。

この点につき、中国では後記（第五節）で延べる抽象的な株主権濫用等に関する議論は行われているが、具体的に権利濫用そのものの成否に踏み込んだ議論はあまり行われていない。株主権は濫用されてはならないとの一般的命題は誰もが否定できないが、実際の適用範囲を考えると、若干の手づまり感があることは否定できない。

以下、いかなる場合に権利濫用に該当すべきかを検討してみると、株主は議決権を行使する場合、会社の機関である株主総会の構成員として、①違法な内容の決議を成立させてはならないのは当然であるが、そのほかに②会社の利益に反する形で議決権を行使してはならないと考えられ、これらに反する場合が権利濫用である²⁹。しかし、通常の場合は、自己の利己的な判断によって権利を行使すれば、それは会社の利益のために行ったとみなされ得る（これが資本多数決の原理原則である）。

²⁷劉俊海・前掲注(24)268頁。

²⁸安健・前掲注(17)42頁；甘培忠＝劉蘭芳・前掲注(12)51頁。

²⁹奚曉明＝金劍鋒『会社訴訟の理論と実務問題の研究』（人民法院出版社、2008年）9～10頁。

そこで、株主権の行使が濫用となるのは、会社への加害・自己への利得の動機・目的のみをもって権利の行使がなされたような場合に限られることになる。日本会社法でいえば、不正な財産上の利益供与を目的とする株主権行使（日本会社法120条）等がなされた場合である。なお、総会における議決権行使ではないが、株主の帳簿閲覧権の濫用を認めた判例もある^{30 31}。

支配株主の場合は、株主総会の決議の成否を左右し得るので、自己の利益をはかるため、会社に不利益な条件の合弁・事業譲渡等の承認決議を承認・成立させることができる。これは違法な内容の決議を成立させることに該当する。また、董事の選任決議のように、それ自体としては適法な決議であっても、支配株主が当該董事に働きかけて会社の損害のもとに自己の利益をはかる行為をなさしめることを企図して選任決議を成立させ、後に、実際に当該会社に対する加害行為が行われた場合にも、株主権濫用と関連関係不正利用とが一体となって当該行為を違法たらしめる。しかし、これらはいずれも支配株主がなしうることであり、支配株主以外の株主の場合には、会社に対しそのような強い支配権はないので、かかる形での権利濫用行為はなしえない。

3 典型例

上記のとおり、支配株主以外の株主に権利濫用が認められる場合としては、日本会社法における（いわゆる総会屋、グリーン・メイラー等の特殊な株主による）不正な財産上の利益供与を目的とする株主権の行使等がなされた場合に限られる。支配株主の場合は、会社財産の収奪を企図し、株主総会で自己の意のままに動く会社経営者を選任し、当該経営者を利用して自己のため、会社の財産を収奪するような場合がその典型例である³²。

（三）法令・定款遵守義務、権利濫用禁止義務の違反による損害賠償義務

1 趣旨

株主（支配株主）が権利濫用行為により会社・他の株主（少数株主）に損害を与えた場合、株主（支配株主）は会社・他の株主（少数株主）に損害賠償義務を負う（20条2項）。中国では、株主、特に支配株主の権利濫用行為によって、会社・少数株主の利益が侵害される事案が多発した（支配株主問題）。本条項は、これに対して、支配株主の会社・少数株主への損害賠償義務を課し、少数株主が会社を代位して当該支配株主の損害賠償責任を追及し（代表訴訟）、又は自らに対する損害賠償責任を追及する途（直接訴訟）を認めること

³⁰劉蘭芳『会社法前沿理论与实践』（法律出版社、2009年）354～355頁。

³¹東京地判昭和62・4・14判時1242号118頁。

³²甘培忠＝劉蘭芳・前掲注（12）49頁。

により、支配株主の横暴を抑制しようとするものである。

2 法令・定款違反行為による損害賠償義務

法令・定款違反行為による損害賠償義務については、規定がない。この点に関する解釈論は第五節一で述べる。

3 損害賠償責任の性格・主観的要件

上記の損害賠償責任の性格については、いかに解すべきであろうか。

株主（支配株主）は、会社との間に委任契約等の契約関係はなく、株主が会社の機関である株主総会で、その構成員として議決権を適正に行使する義務があるとしても、それは会社の機関（株主総会）の構成員（株主）として有する一般的な注意義務であって、契約上の義務ではない。

また、支配株主については、2002年に中国証券監督管理委員会と国家経済貿易委員会と連名して公布・施行した「上場会社治理準則」19条、2006年中国証券監督管理委員会より公布・施行した「上場会社定款指引」39条で誠信義務が課せられているが、誠信義務は、後記（第六節）のとおり、中国会社法に定める権利濫用禁止義務、影響力の不正行使禁止義務以上の意味を有するものではなく、多分に装飾的な語いであり、また会社との間の契約上の義務ではない。

したがって、本条に規定する損害賠償義務は、契約責任ではなく、一般の不法行為責任に加えて、当該株主（支配株主）に課された法定責任であって³³、故意・過失という主観的要件は要求されない、と解すべきである³⁴。

一般不法行為の場合、故意、過失の主観的要件の主張・立証が必要となるが、中国会社法20条2項の場合は主観的要件が不要である。つまり、中国会社法20条2項に定められる支配株主の損害賠償責任は、民法の一般不法行為の責任と比較し、被害者の救済をより容易にした、会社法による特別の法定責任であると考えられる。

このように解すると、会社・他の株主（少数株主）は、当該株主の法令・定款違反行為、権利濫用行為を一般の不法行為と構成して、故意、過失を主張・立証して、その責任を追究することも可能であると考えられる。

この点、会社の場合の被侵害利益は会社財産であることは明らかだが、他の株主（少数株主）の場合の被侵害利益はやや不明確であった。しかし、2009年中国不法行為法2条（中国原語：侵權行為法）に定める一般不法行為では、被侵害利益として「株主権」が

³³劉建功「会社法20条の適用空間」法律適用2008年第1・2期19頁。

³⁴奚曉明＝金劍鋒・前掲注（29）35頁；馮果『会社法』（武漢大学出版社、2007年）238頁。

規定されるようになったので、明確に被侵害利益として主張しうることとなった³⁵。

なお、中国においては、中国会社法 20 条 2 項に定められる支配株主の損害賠償責任を、民法の一般不法行為責任の一種として理解し、原告（会社・他の株主）に故意・過失の立証を求める見解も多い³⁶。しかし、この学説は、20 条 2 項が会社・他の株主による支配株主に対する責任追及を容易にし、支配株主問題への対応をはかった趣旨に反するものであり、賛成することはできないのである。

4 損害の意義

この場合の会社の損害は、通常は、株主（支配株主）の法令・定款違反行為、権利濫用行為により会社の財産・収益力に損害が生じたことをいうものと解される。他の株主（少数株主）の損害は、間接的損害（株主〔支配株主〕の法令・定款違反行為、権利濫用行為により会社が損害を被り、会社の企業価値の下落により、他の株主の株式の価値が下落したこと）と、直接的損害（株主〔支配株主〕の法令・定款違反行為、権利濫用行為による会社に損害がなく、直接、株主が損害を被る場合）とがありうる。

間接的損害の場合、株主は代表訴訟によって損害を回復しうるので、株主は直接訴訟においては直接的損害しか請求できないのではないかと、との問題が生じる。この問題は、中国において、主として董事、高級管理職の株主に対する損害賠償義務の中で論じられているので、詳細は第五節一（四）2（1）オで述べるが、董事、高級管理職の場合と同様、株主（支配株主）の責任は、直接的損害、間接的損害のいずれにも及ぶものと解すべきである。

三 支配株主による影響力の不正行使禁止義務

（一）不正行使禁止義務

2005 年中国会社法 21 条は支配株主の影響力（関連関係の地位）の不正行使禁止の義務を規定するものである。この規定は以下のとおりである。

21 条：

会社の支配株主、実質支配者、董事、監事、高級管理職はその関連関係の地位を利用して会社の利益を損なってはならない。

前項の規定に違反し、会社に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

³⁵王勝明『中華人民共和国侵權責任法積義』（法律出版社、2010年）23～25頁。

³⁶劉俊海『新会社法の制度創新——立法争点と解釈難点』（法律出版社、2006年）253頁；施天濤『会社法論（第二版）』（法律出版社、2006年）253頁。

「関連関係」とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職がその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係をいう（中国会社法217条4号）。

1 趣旨

上記21条によれば、支配株主は会社・会社経営者に対する影響力（関連関係の地位）を利用して会社の利益を損なってはならず、この規定に違反し、会社に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。支配株主については20条1項、2項により、株主権の濫用禁止・損害賠償義務を規定したほかに、影響力（関連関係の地位）の不正行使禁止・損害賠償義務を規定したのである。

支配株主は、絶大な議決権を背景に、会社・会社経営者に対し強大な影響力を有しており、これを利用して会社財産を侵害するおそれが大きいので、上記の禁止規定が置かれたのである³⁷。

2 関連関係の意義

関連関係の地位とは、支配株主がその議決権をもとに会社・会社経営者に対し有する強力な影響力・支配力をいう。支配株主が自ら派遣した者を株主総会で会社経営者として選任し、当該会社経営者を意のままに指図する場合の、会社と支配株主の関係がこれに該当する。

中国において、2000年～2001年に上海証券取引所と深圳証券取引所に上場している1018社の上場会社では、関連関係を有する相手との関連取引を行った会社は949社となり、全部上場会社の93.2%を占める³⁸。

また、判例からみると、支配株主は関連関係を利用して会社と取引を行うことによって会社又は少数株主の利益を損なう事件が非常に多い³⁹。したがって、2005年改正中国会社法において関連関係の定義を明定し、関連取引を禁止したことは重要な意義がある⁴⁰。

3 典型例

中国における支配株主問題の態様については、そのほとんどの事例は、支配株主の会社・会社経営者に対する影響力の不正行使を伴うものであり、上記21条は、まさに支配株主問題に対応する中核的な規定として位置づけられるのである。

³⁷李建偉『関連取引の法律規制』（法律出版社、2007年）207頁。

³⁸湯欣『支配株主法律規制の比較研究』（法律出版社、2006年）3頁。

³⁹甘培忠＝劉蘭芳・前掲注（12）59頁、113頁；李建偉・前掲注（37）326頁。

⁴⁰李建偉・前掲注（37）326～327頁。

支配株主の影響力（関連関係の地位）の不正行使として、ここで、北京紅石実業有限責任会社事件を挙げる。

北京紅石実業有限責任会社は1995年に設立された、中国全国でも有名な不動産会社である。

北京紅石実業有限責任会社の持株割合については、潘石屹が85%を保有し、謝光学、姚軍、汪鋼がそれぞれ2.5%を保有し、残りの7.5%が他の株主に保有される。潘石屹は北京紅石実業有限責任会社の支配株主であり、北京紅石実業有限責任会社の法定代表人、董事長でもある。

同事件は、いくつかの支配株主の横暴を含む事件であるが、その一つは、北京紅石実業有限責任会社が、自らが行っていた不動産開発事業を2002年3月に北京紅石建外有限責任会社は無償で譲渡したことである。北京建外有限責任会社は、北京紅石実業有限責任会社が300万ドルを出資して中国SOHO有限責任会社と共同で2002年1月に設立した有限責任会社であり、中国SOHO有限責任会社は北京紅石建外有限責任会社の90%の持分を所有し、北京紅石建外有限責任会社を支配する会社であった。中国SOHO有限責任会社の支配株主は潘石屹の妻である張欣であり、北京建外有限責任会社と中国SOHO有限責任会社の董事長も張欣である。北京紅石実業有限責任会社の不動産開発事業の譲渡は北京紅石実業有限責任会社の株主総会の決議を経ずに、潘石屹の独断で行われた。

そこで、少数株主の、謝光学、姚軍、汪鋼が当該株式譲渡により北京紅石実業有限責任会社の利益が損なわれ、株主個人の利益も損なわれたとして、支配株主である潘石屹に対し損害賠償金を請求した。本件は、和解により終結したが、この事件は中国における閉鎖会社で支配株主の影響力の不正行使が行われた典型的な事件である⁴¹。

（二）不正行使禁止義務の違反による損害賠償義務

1 趣旨

支配株主が会社経営者に対する影響力（関連関係の地位）を不正に行使し、会社に損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない（中国会社法21条2項）。この規定により、少数株主は会社を代位して、当該支配株主に対し損害賠償請求の訴訟を提起することができ（代表訴訟）、支配株主の横暴に対する抑制手段となるのである。

2 株主に対する損害賠償義務

株主に対する損害賠償義務については、規定がない。この点に関する解釈論は第五節二で述べる。

⁴¹吳越『会社法先例初探』（法律出版社、2008年）209頁。

3 損害賠償責任の性格・主観的要件

本節二（三）3で述べたことと同様に、支配株主は会社・他の株主（少数株主）に対し契約上の義務を負わない。上場会社治理準則、上場会社定款指引が定める支配株主の誠信義務も、多分に装飾的な語いであり、会社・他の株主との契約上の義務ではない。

したがって、本条に規定する損害賠償義務も、契約責任に由来するものではなく、その性格は原則として一般不法行為上の責任であるが、特に支配株主に課された法定責任であって、故意・過失という主観的要件は要求されない⁴²。

本節二（三）3と同様、会社・他の株主（少数株主）は、支配株主の故意・過失を主張、立証して、一般不法行為責任を追及することができる。その場合の被侵害利益は、会社にあつては会社財産であるが、他の株主（少数株主）にあつては「株主権」である。

4 損害の意義

本節二（三）4と同様、会社の損害は支配株主の影響力の不正行使による財産・収益力の損害である。

他の株主（少数株主）の損害は直接的損害、間接的損害ともに含まれるものと解すべきである⁴³。

四 有限責任原則との関係

以上に述べたとおり、中国会社法では、支配株主を含む株主は株主権の行使に関して法令・定款遵守義務、権利濫用禁止義務が課せられ（中国会社法20条）、支配株主は影響力（関連関係の地位）の不正行為禁止義務が課せられる（中国会社法21条）。これらの義務に違反した場合には、会社・他の株主に対し損害賠償責任を負うことになり、少数株主から、会社を代位する損害賠償請求訴訟（代表訴訟）、自己の損害を請求する訴訟（直接訴訟）の双方の訴訟による責任追及を受けることとなる。

他方、株主は、会社の基本原則である株主有限責任原則により、会社に対して株式の引受価額を限度とする出資義務を負うのみであり、会社の債権者等に対して何ら責任を負うことはない（中国会社法3条2項）。

上記の株主（支配株主）の会社・他の株主に対する損害賠償義務と、有限責任原則との関係をいかに解すべきか。

支配株主の損害賠償義務は、一見、株主有限原則に反するかに見えるが、支配株主は単

⁴² 奚晓明＝金劍鋒・前掲注（29）35頁。

⁴³ 李建偉・前掲注（37）326～327頁。

に支配株主であることのみを理由に損害賠償を負うのではなく、自己の義務違反により会社・他の株主の適法の利益を損なう場合に、会社・他の株主に対し損害賠償責任を負うのである。したがって、支配株主に会社に対して損害賠償義務を負わせることは有限責任原則に反することにはならない。

株主有限責任は、株主が会社の債権者に対し、会社への出資者としての出資金の支払義務のほかに、会社の責任財産を補完する責任を負わないというものであり、株主がその権利を濫用した場合に、他の株主に損害賠償等の責任を負うこととは無関係であると考えられる。

五 コーポレート・ガバナンスとの関係

中国において、コーポレート・ガバナンスの議論は中国会社法上の重要な問題として、1993年中国会社法成立時より法学及び経済学の注目が集まり、多くの検討がなされている⁴⁴。

1993年中国会社法は、計画経済から市場経済への転換を背景とし、国有企業を会社に変更するための法制度上の根拠を提供するという歴史的な使命を担うものであり、その法の性格からみれば、公法の性格もあって、私法兼公法の性質を有するものであると指摘されている⁴⁵。

市場経済において、会社に優良な企業統治が求められるのは当然のことであるが、中国においては、1990年代後半以降、本論文が対象とする支配株主問題が発生し、大きな社会問題となり、コーポレート・ガバナンスの構築が会社法上の大きな課題となった⁴⁶。

また、2001年11月に、中国は世界貿易機構（WTO）に加盟したことにより、中国の企業が国内外の外国企業と競争することに直面しなければならず、コーポレート・ガバナンスの改善・整備により中国企業の競争力を高める必要が認識されたことから、コーポレート・ガバナンスへの関心が高まり、中国政府も中国コーポレート・ガバナンスの改善に大きな力を注いで努力した。

例えば、コーポレート・ガバナンスを改善・整備するために、上場会社を対象として、中国証券監督管理委員会は2001年「上場会社治理準則」、2001年「独立取締役指導意見」、2002年「上場会社定款指引」、2002年「上場会社株主総会規範」等数多くの規定を制定・施行した。

また、これらの規定を踏まえて、2005年中国会社法改正においては、1993年中国会社法に存在する法制度を大幅に整備するとともに、上記の規定中で、施行されている

⁴⁴例えば、上海証券取引所が2003年から法学・経済学等の視点から会社のコーポレート・ガバナンスに対し検討を行い、その成果を年ごとに一冊の中国コーポレート・ガバナンス報告を出版しているのは一例である。

⁴⁵森淳二郎編著『東アジアのコーポレート・ガバナンス——中国・韓国・日本における現状と課題』（九州大学出版会、2005年）15頁以下。

⁴⁶王保樹「競争と発展の会社法改革の主題」王保樹主編『全球競争体制下の会社法改革』（社会科学文献出版社、2003年）169頁。

多くの制度（例えば独立取締役、累積投票制度等）を肯定したうえ、基本法として取り入れた。この法改正により中国のコーポレート・ガバナンスが大幅に改善されたと言われている⁴⁷。

そして、2005年中国会社法により整備された支配株主の行動を規律する法制度の創設は、2005年改正中国会社法において最も重要な改正点であると言ってもよい。支配株主を規律する法制度の整備により、少数株主は代表訴訟、直接訴訟により支配株主の責任を追及し、少数株主の利益を保護する手段を与えられたが、これは、単に少数株主の損害を救済するということにとどまらず、その牽制機能を通じ、中国の会社のコーポレート・ガバナンス向上に対しても非常に重要な役割を果たしうると考えられる。

第四節 2005年中国会社法における会社経営者の行為規制

一 会社経営者の権限行使に関する法令・定款遵守義務、忠実義務、勤勉義務

（一）法令・定款遵守義務

1 董事・監事・高級管理職とその権限

ア 董事・監事・高級管理職

中国会社法において、董事、監事、高級管理職は法律、行政法規及び会社定款を遵守しなければならないと定められている（中国会社法148条1項）。

中国会社法148条は以下の通りである。

中国会社法148条：

董事、監事、高級管理職は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う。

董事、監事、高級管理職は、権限を利用して賄賂又はその他の不法な収入を得てはならず、会社の財産を横領してはならない。

董事とは、董事会が設置される場合の董事会の構成員である（45条、109条）。董事会は有限責任会社の場合の任意設置機関であり、株式会社の場合は必須設置機関である。小規模の有限責任会社において董事会を設置しないことが認められるが、その場合、一名の執行董事を置かなければならないこととなる（51条1項）。また、董事会において従業員代表を置くことができる（45条2項）。

監事とは、監事会が設置される場合の監事会の構成員である。監事会は有限責任会社の場合の任意設置機関であり、株式会社の場合は必須設置機関である。小規模の有限責任会

⁴⁷周友蘇『新会社法論』（法律出版社、2006年）19頁。

社の場合、監事会を設置しなければ、一名か二名の監事を置かなければならない（52条1項）。また、監事会において、従業員代表が監事総数の三分の一を下回ってはならない（52条2項）。

高級管理職とは、会社の経理、副経理、財務負責人（財務責任者）、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者をいう（中国会社法217条1号）。中国の会社は、概ね、会社の経営方針、予算・決算等の案を董事会で作成し、これらの決定を株主総会で行い、これらの実施を経理が行なうという方法で経営されており、経理とは株主総会の決定事項の執行者であり、日本会社法における取締役会の決定事項の執行者である代表取締役・業務執行取締役、執行役に類似する存在である。副経理は経理の補佐者（経理を「社長」というとすると副経理は「副社長」）である。財務負責人（財務責任者）は財務部門を統括する責任者であり、日本の会社の財務部長（CFO）にあたり、上場会社の董事会秘書とは、株主総会・董事会の準備、董事会議事録の作成・保管、株主管理、情報開示等を行なう責任者をいい⁴⁸、日本の会社では総務部長に近い存在である。高級管理職は、董事の地位を持つ場合もあれば、董事の地位を持たない場合もある。会社の定款では自由に上記の高級管理職に準ずる職位の者を設置することができることから、高級管理職の範囲は相当広くなるものと考えられる。一般的には、会社法において明記された経理、副経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書のほか、中国においてもアメリカの会社にならい、CEO、COO、CFO、CTO等を置く会社もあり、これらの者も多くの場合には高級管理職に該当すると解される⁴⁹。

イ 権限

有限責任会社では、董事は董事会の構成員（45条）、董事会の権限は株主総会招集、株主総会決議の実行等（47条）。経理、執行董事が置かれることがある（50条、51条）。監事は監事会の構成員だが、監事会が置かれない場合もある（52条）。監事会又は監事の権限は会社の財務の検査、董事・高級管理職の会社職務執行に対する監督等（54条）である。

株式会社でも、董事は董事会の構成員であり、董事会の権限は株主総会招集、株主総会決議の実行等である（109条、47条）。経理が必ず置かれなければならない（114条）。監事は監事会の構成員（118条）であり、監事会の権限は、会社の財務の検査、董事・高級管理職の会社職務執行に対する監督等である（119条、54条）。

2 「法令」

⁴⁸ 2006年に中国証券監督管理委員会により制定、公布した「上場会社定款指引」133条、2002年に中国証券監督管理委員会により制定、公布した「上場会社治理準則」47条。

⁴⁹ 劉俊海・前掲注（36）255頁。

前記（第三節二（一）２）のとおり、中国では、「法律」は全国人民代表大会（日本の国会に相当する。原則年１回開催され、刑法、民法等の基本法を制定する）及びその常務委員会（日本では相当する機関がないが、常設の立法機関として上記基本法以外の法律を制定する）が制定する国の法律をいい、「行政法規」とは國務院（日本の内閣に相当する）が制定する行政法規をいう。

前記（第三節二（一）２）の支配株主の場合と同様に、会社の経営者にとって、これらの「法律」、「行政法規」以外の、國務院の各構成部門（日本の省・庁に相当する）が制定する「部門規章」、省人民代表大会（日本の都道府県議会に相当する）及びその常務委員会（日本では相当する機関がないが、省の常設の立法機関である）が制定する「地方法規」、並びに地方政府（省、直轄市、省会市〔省の首都〕＝日本の都道府県、政令指定都市、県庁所在地である市に相当する）が制定する「地方規章」等も、「法律」、「行政法規」に準じ、遵守義務の対象となると解される。

（二）忠実義務

中国会社法においては、董事、監事、高級管理職は、会社に対し忠実義務を負う、と定められている（中国会社法１４８条１項）。忠実義務とは、会社経営者がその地位を利用し会社の犠牲において自己の利益（あるいは第三者の利益）を図ってはならない義務をいうものと解されている⁵⁰。

董事、監事、高級管理職が負う忠実義務の具体的な内容について、中国会社法においては、同法１４８条１項を受けて幾つかの具体的な規定が設けられている。これらの規定は日本会社法よりも相当に広範、厳格かつ具体的である。以下、具体的な規定を紹介する。

１ 董事、監事及び高級管理職の禁止行為

董事、監事及び高級管理職の禁止行為は次のとおりである。日本会社法では監査役は善管注意義務を負うが、忠実義務についての明文の規定はなく、また競業避止義務、利益相反取引に関する明文の規定もない。これらに対し、中国会社法では、監事についても忠実義務が課せられ、また董事及び高級管理職ほど多くはないが、厳格かつ具体的な禁止規定が置かれている。

①会社及び会社の子会社から金銭を借りてはいけないこと（中国会社法１１６条）

日本会社法の利益相反取引（直接取引）の一部に該当するものである。

②権限を利用して賄賂又はその他の不法な収入を得ること（中国会社法１４８条２項）

③会社の財産を横領すること（中国会社法１４８条２項）

⁵⁰劉俊海・前掲注（３６）３９７頁；王保樹＝崔勤之『中国会社法原理（最新修正第三版）』（社会科学文献出版社、２００６年）２１４頁。

②及び③は、日本法でいう横領・背任等の刑法に違反する行為に該当するものである。

なお、董事、監事及び高級管理職は、会社に対する影響力の不正行使の禁止義務を負っている（中国会社法21条1項）。この義務も、忠実義務に由来するものと解される⁵¹。

2 董事及び高級管理職の禁止行為

董事及び高級管理職の禁止行為は次のとおりである。

④会社の資金を流用すること（中国会社法149条1項1号）

⑤会社の資金を自分の個人名義又はその他の個人名義で口座を開設し預金すること（中国会社法149条1項2号）

⑥会社定款の規定に反し、株主会（日本の有限会社の役員総会に相当）、株主総会又は董事会の同意を得ずに、会社の資産を他人に貸付け、又は会社の財産を他人のために担保として提供すること（中国会社法149条1項3号）

④ないし⑥も、横領・背任等の刑法に違反する行為に該当するものである。

⑦会社定款の規定に反し、又は株主会（日本の有限会社の役員総会に相当）、株主総会又は董事会の同意を得ずに、会社と契約を締結し、又は取引を行うこと（中国会社法149条1項4号）

日本会社法の利益相反取引（直接取引）の一部に該当するものである。

⑧株主会（日本の有限会社の役員総会に相当）又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営すること（中国会社法149条1項5号）。

日本会社法の競業避止義務の一部に該当するものである。典型的には、会社にとって有望な事業がある場合に、会社経営者が自ら出資する他の会社に当該事業をつけかえること等が考えられ、日本会社法において論じられるいわゆる「会社の機会の奪取」はこれに該当するものである⁵²。

⑨他人と会社との取引のコミッションを受け取り自己のものとする（中国会社法149条1項6号）上記のコミッションとは原文の「佣金」の和訳であるが、これは、例えば、他人と会社との間の取引について、他人に便宜をはかり、その謝礼を受領する場合の当該謝礼のことであり、かかる謝礼の授受は中国ではよく見受けられる現象である。

⑩会社の機密を無断で開示すること（中国会社法149条1項7号）

⑪会社に対する忠実義務に反するその他の行為（中国会社法149条1項8号）

（三）勤勉義務

⁵¹孫愛林『関連取引の法律規制』（法律出版社、2006年）227頁。

⁵²江頭憲治郎『株式会社法（第三版）』（有斐閣、2009年）407頁。

中国においては、董事、監事、高級管理職は会社に対し勤勉義務を負う、と定められている（中国会社法148条1項）。勤勉義務の意義については、中国でも学説が分かれているが、会社経営者が職務の執行にあたり同種同等の会社における経営専門家として平均的な注意を尽くす義務であるという見解が通説である⁵³⁵⁴。このように勤勉義務の概念は抽象的であり、具体的な事例における同義務違反の判断基準を示すことは極めて難しいと考えられる。勤勉義務の具体的範囲の確定は、判例における裁判所の判断の集積を待つしかない。

（四）法令・定款遵守義務、忠実義務、勤勉義務の違反による損害賠償義務

1 会社に対する損害賠償義務

董事・監事・高級管理職は法令・定款遵守義務に違反して会社の利益を損なった場合、会社に対し損害賠償義務を負う（中国会社法150条）。

中国会社法150条は以下の通りである。

中国会社法150条：

董事、監事、高級管理職は、会社の職務を執行する時に法律、行政法規又は会社定款の定め違反し、会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

（1）趣旨

董事・監事・高級管理職は、会社との間で委任ないし雇用の契約関係にある⁵⁵。したがって、受任者ないし被用者として、法令に定める義務を負い、当該義務の違反については、会社に対し損害賠償義務を負うことになる。株主（少数株主）は、会社を代表して、董事・監事・高級管理職に対し損害賠償請求訴訟を提起しうる（株主代表訴訟）。

（2）董事・監事・高級管理職

董事・監事・高級管理職の意義については、本節一（一）1アで述べたとおりである。

⁵³劉俊海・前掲注（36）404頁；蔡元慶『董事の経営責任研究』（法律出版社、2006年）6頁。

⁵⁴中国においても、勤勉義務に関連し、経営判断の原則（business judgment rule）が議論されている。会社経営に一定の冒険は不可避であるのに、董事の冒険心を委縮させるような厳格な事後的評価をなすことは株主の利益にならない。経営判断の原則を中国に導入すべきとの見解が中国において高まってきている（劉俊海・前掲注（36）410頁；錢衛清『会社訴訟—司法救済方式（最新会社法修正版）』（人民法院出版社、2006年）211頁；甘培忠『会社支配権の正当行使』（法律出版社、2006年）219頁）。

⁵⁵王保樹＝崔勤之・前掲注（50）207頁；褚紅軍『会社訴訟の原理と実務』（人民法院出版社、2007年）224頁；孔祥俊『会社法要論』（人民法院出版社、1997年）331頁。

董事・監事・高級管理職の法令・定款違反の行為は、①会社の職務を執行する際になされたものと、②董事・監事・高級管理職の個人の活動の際になされたものの二つの種類がありうる。ここでいう法令・定款違反の行為は、①に限られ、②は、董事・監事・高級管理職の職務行為ではなく、個人としての不法行為責任として取り扱われる。

ア 董事・高級管理職

中国会社法150条により損害賠償義務を負う董事・高級管理職の範囲に関しては、現に法令・定款に違反する職務行為を行った者に限られるか否かについて、解釈上、問題となりうる⁵⁶。

この点については、①董事会の決議が法令・定款に違反する場合、②董事会の決議は法令・定款に適合するものであったが、董事・高級管理職の職務執行に法令・定款の違反があった場合、③董事・高級管理職の法令・定款違反行為が董事会の決議の執行とは無関係になされた場合、との三つの場合を区別して考えなければならない。

日本と異なり、中国においては会社の董事は業務執行の権限を有するが、他の董事に対する業務監督の権限（監視義務）を有しない。したがって、法令・定款違反の職務行為を行った董事以外の董事は、監督（監視）義務違反を理由に損害賠償責任を負うことはない。

そのため、②と③の場合は、その行為を行った董事・高級管理職のみが損害賠償義務を負うことは明らかである。

問題は①の場合であるが、当該董事・高級管理職の職務行為自体に法令・定款の違反がない場合には、偶々、違法な董事会決議を執行した董事・高級管理職に責任を負わせることは、公正ではない。当該董事・高級管理職は損害賠償責任を負うべきではないと解すべきである（但し、董事会の決議の違法が明らかであり、当該董事・高級管理職がこれを知りえた場合を除く）。この場合は、当該法令・定款違反の董事会決議に賛成した董事が責任を負うものと解すべきである。

董事は会社に対し忠実義務、勤勉義務を負うと明文で定められている（中国会社法148条1項）ため、法令・定款違反の董事会決議に賛成した董事は、忠実義務ないし勤勉義務の違反に該当する。したがって、当該法令・定款違反の董事会決議に賛成した董事は損害賠償責任を負うべきであると解すべきである^{57 58}。

⁵⁶馬太広『董事責任制度研究』（法律出版社、2009年）134頁。

⁵⁷劉俊海・前掲注（24）427頁。

⁵⁸董事の責任免除について、董事会の議決に際して異議を表明し、かつ議事録に記載されていることが証明されたときは、当該董事の責任は免除することができる、とされている（中国会社法113条3項）。これによって、法令・定款違反の董事会決議がなされたことに対し、当該決議に投票する際に、異議を表明し、かつ議事録に記載されていることが証明することができる場合を除き、決議に参加した董事は会社に対し損害賠償責任を負う。また、董事会に参加しない場合は、なされた決議に対し責任を負うかについて、董事がその他の董事に投票を依頼することができることから、正当な理由がなく欠席する場合は、当該董事会になされた法令・定款違反の決議に対し損害賠償責任が免れられないと解されている（劉俊海・前掲注（24）427頁）。

この点に関連して、中国会社法においては、株式会社の董事長は董事会決議の実施状況を検査する義務を負うと規定されている（中国会社法110条2項⁵⁹）。これによって、株式会社の董事長は一般董事（平取締役）の董事会決議に基づく業務執行に対し監督（監視）を行わなければならないと考えられる。株式会社の董事長が一般董事の業務執行状況を検査せず、又は不十分な検査により一般董事の法令・定款に違反する業務執行を発見することができなかった場合、上記の監督（監視）義務の懈怠に該当し、法令・定款違反に違反する業務執行を行った一般董事と連帯して責任を負うと考えられる。

以上のとおり、董事が責任を負うのは、①董事会決議の執行行為が法令・定款に違反する場合、②董事会決議の執行とは無関係の行為が法令・定款に違反する場合、③法令・定款に違反する董事会決議に賛成した場合、④株式会社の董事長が一般董事による董事会決議に基づく業務執行に対し監督を怠った場合、がありうる。

イ 監事

監事の場合は、上記アの①董事会の決議、②の董事・高級管理職の職務執行、③の董事・高級管理職の董事会決議とは無関係の行為、のいずれに対しても、当該董事の行為に法令・定款違反が認められる限り、その是正・監督を行わねばならず、これを怠った監事は責任を免れない⁶⁰。

（3）「法令」

上記の「法令」には、第三節二（一）で述べたと同様に、「法律」「行政法規」のほか、「部門規章」「地方法規」「地方規章」等が含まれるものと解される。

「法令」の中には、中国会社法が含まれ、中国会社法には、上記のとおり、董事・監事・高級管理職の忠実義務・勤勉義務（148条1項）、忠実義務に由来する各種行為の禁止義務（148条2項、149条。但し、149条は監事の禁止義務を定めていない）等が規定されているので、董事・監事・高級管理職の権限行使に忠実義務違反、勤勉義務違反があれば、それは法令違反に該当し、会社に対し損害賠償義務を負う。

（4）損害賠償責任の性格・主観的要件

会社経営者の損害賠償責任の性格は、会社との委任ないし雇用契約の違反による契約責

⁵⁹ 2005年中国会社法110条2項は以下のとおりである。

董事長は董事会會議を招集及び主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は董事長の職務を補佐し、董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、副董事長がその職務を代行する。副董事長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の董事が共同で推薦する1名の董事が董事長の職務を履行する。

⁶⁰ 奚曉明＝金劍鋒・前掲注（29）478頁。

任である⁶¹。中国会社法が定めた前記の詳細な忠実義務に関連する禁止義務も、当然、契約の内容となる⁶²。主観的要件については、会社経営者の故意・過失は要件となるが、契約責任の法理として、立証責任が転換され、債権者である会社は会社経営者の職務上の義務違反行為を立証すれば足り、会社経営者の側で故意・過失のないことを立証せねば免責されないと解される⁶³。

(5) 損害の意義

会社の損害は、前記第三節二(三)4と同様、会社経営者の法令・定款違反行為により会社の財産・収益に損害が生じたことをいう⁶⁴。

2 株主(少数株主)に対する損害賠償義務

(1) 董事・高級管理職

董事・高級管理職は法令・定款に違反し株主に対し損害を与えた場合、株主に対し損害賠償義務を負う(中国会社法153条)。

中国会社法153条は以下の通りである。

中国会社法153条：

董事、高級管理職が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、株主の利益を損なった場合、株主は人民法院に対して訴訟を提起することができる。

ア 趣旨

董事・高級管理職は、会社との間で委任ないし雇用契約にあるが、株主との間ではかかる契約関係にない。本条に定める損害賠償義務は、後記エに述べるとおり特別の法定責任であり⁶⁵⁶⁶、中国会社法は、本条に基づき株主が董事・高級管理職に対し、法令・定款違反行為による損害賠償請求を行なうこと(直接訴訟)を認めることによって、株主(少数株主)の権利救済をはかるとともに、董事・高級管理職の行動を規律しようとするものであ

⁶¹王保樹=崔勤之・前掲注(50)207頁;褚紅軍・前掲注(55)224頁。孔祥俊・前掲注(55)331頁。

⁶²馬太広・前掲注(56)23頁。

⁶³褚紅軍・前掲注(55)224頁。

⁶⁴馬太広・前掲注(56)52頁。

⁶⁵張勇健「会社管理層誠信義務に関するいくつかの問題」王保樹主編『実践中の会社法』(社会科学文献出版社、2008年)232頁。

⁶⁶この点については、董事・高級管理職は株主に対し信認義務を負い、その信認義務により責任が生じるとの見解もある(僑欣等編『会社紛争の司法救済』(法律出版社、2007年)274頁~275頁)。

る⁶⁷。

イ 董事・高級管理職

董事・高級管理職の意義については、本節一（一）1で述べたとおりである。また、本条の場合にも、董事・高級管理職の範囲が問題となりうるが、この点については本節一（四）1（2）で述べたとおりである。

ウ 「法令」

本節一（四）1（3）で述べたのと同様、「法令」には中国会社法148条、149条が含まれるので、董事・高級管理職の権限行使に忠実義務違反、勤勉義務違反があれば、それは「法令違反」に該当し、董事・高級管理職は株主に対し損害賠償義務を負う。

エ 損害賠償責任の性格・主観的要件

中国の民法通則43条は、次のような規定を置いており、中国では、会社の経営者（機関）の職務行為は会社の行為であり、会社の経営者が第三者を直接相手方とする法律関係を持つわけではなく、その職務行為によって生じる責任は会社のみが負うことになる、と解されている⁶⁸。この点、法人の責任と、法人の機関の責任の併存を認める日本民法の解釈とは異なっている。

中国民法通則43条は以下の通りである。

中国民法通則43条：

企業法人は、法定代表人その他の役職員の経営活動について民事責任を負うものとする。

なお、「最高人民法院の中華人民共和国民法通則の施行に関する若干意見（試行）」58条⁶⁹においても、「企業法人の法定代表人及びその他の役職員が、法人の名義で従事した経営活動が、他人に経済的損失をもたらした場合には、企業法人は民事責任を負わなければならない」と定められ、上記43条の趣旨がさらに明確にされている。

2005年改正中国会社法153条は、上記の民法解釈の例外として、第三者のうち株主のみに限定して、董事・高級管理職の損害賠償義務を認めたのである。このようにして、2005年改正中国会社法153条は、中国民法通則43条の解釈を修正したものと位置

⁶⁷安健・前掲注（17）219頁。

⁶⁸奚曉明＝金劍鋒・前掲注（29）474頁。

⁶⁹「最高人民法院の中華人民共和国民法通則の施行に関する若干意見（試行）」58条は以下のとおりである。

企業法人の法定代表人及びその他の職員が、法人名義で従事した経営活動が、他人に経済的損失をもたらした場合には、企業法人は民事責任を負わなければならない。

づけられる。

2005年改正中国会社法153条の立法趣旨としては、①董事・高級管理職という会社の経営者は強大な会社経営権を有し、その職務は多岐にわたるから、その権限の違法行使によって株主に損害を与えることがあり、損害を受けた株主を保護する必要性が現実的に高い、②中国において董事・高級管理職が支配株主にコントロールされることによって、支配株主の意を受けて少数株主の利益を侵害する行為を行う事件が多発した。そこで、支配株主による権利濫用・影響力の不正行使を厳しく抑制する法制度の一環として、董事・高級管理職の責任を加重して、株主に対する損害賠償義務を認め株主の救済をはかる必要性がある、の二つがあると考えられる。このように、中国では、2005年改正中国会社法153条は民法通則43条の理論・原則を修正したというよりも、むしろ政策的要請により設けられたものであるとの理解が強い。

すなわち、2005年改正中国会社法の前は、董事が法令違反の職務行為を行ったことによって第三者に対し損害賠償を与えた場合であっても、会社のみが当該第三者に対して損害賠償責任を負うとされていた（中国民法通則43条）ことから、株主は董事・高級管理職に対し不法行為に基づく損害賠償責任を追及することができなかった。

支配株主にコントロールされている会社が董事・高級管理職の契約責任を追及することは事実上期待できず、代表訴訟制度を欠いていた当時の中国会社法のもとでは、少数株主の利益保護の必要が論じられ、董事・高級管理職の責任を加重して株主による損害賠償責任の追及を認めるべきであるとの主張が高まってきていた⁷⁰。2005年改正中国会社法153条はこの要請を受け制定されたものである。

2005年改正中国会社法153条に定められる董事・高級管理職の株主に対する損害賠償責任の性格については、中国においてあまり議論されていないが、対会社についての委任ないし雇用契約に基づく契約責任と異なり、株主との間には直接の契約関係はないので、原則的には不法行為責任である⁷¹。

なお、2009年成立した中国不法行為法（原文：侵權責任法）においては、民法通則43条を修正したと解しうる規定が設けられた（中国不法行為法2条）。2条1項によれば、以下のとおり、民事權益を侵害した者は、本法によって不法行為責任を負うと明文で定めされた。ここにいう民事權益として、同法2条2項において、株主の權利（原文：株權）が例示された。

中国不法行為法2条は以下のとおりである。

中国不法行為法2条：

民事權益を侵害した場合は、本法に従い權利侵害責任（不法行為責任）を負わなければならない。

本法にいう民事權益は、生命權、健康權、氏名權、名譽權、榮譽權、肖像權、プライバ

⁷⁰王保樹「会社法の改正は適用性を追求すべき」法学2004年第7期、7頁；劉俊海『株式会社における株主權の保護』（法律出版社、2004年）464頁。

⁷¹僑欣・前掲注（66）275頁。

シー権、婚姻自主権、後見権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標専用権、発明権、株権、相続権等の人身及び財産上の権益を含む。

同法3条⁷²によって、権利を侵害された者は、権利侵害者に対し不法行為責任の負担（損害賠償）を請求する権利を有すると規定されている。つまり、不法行為法の一般原則として、株主の権利を損なった者は、株主に損害賠償責任を負うということになった。もし、上記不法行為法の制定がきっかけとなり、中国民法通則43条の解釈による会社の経営者（機関）の責任の免責が否定されるようになれば、中国会社法153条は民法通則43条の特例法ではなく、中国不法行為法の特別法として位置づけられることとなろう。

中国会社法153条に定められる董事・高級管理職の株主に対する損害賠償責任の主観的要件としては、不法行為法2条に定められる一般的不法行為の故意・過失の要件は要求されていない。董事・高級管理職の株主に対する損害賠償責任は、一般不法行為法に対し、中国会社法による特別の法定責任であると解すべきである⁷³。

但し、中国においては、董事・高級管理職が株主に対し損害賠償義務を負うには、法令・定款違反行為の存在のほか、主観的要件として悪意・重過失があることが必要であるとの見解が多数説である⁷⁴。また、主観的要件を緩和して、故意・過失があることが必要であるとの見解もある⁷⁵。

しかし、法文上は、このような主観的要件は定められていないし、このような主観的要件を必要とすると、少数株主の救済・会社経営者の権限行使に対する規律が弱まるおそれがある。特に、悪意・重過失を要求すると、少数株主の救済の余地は不当に狭くなる。また、故意・過失を要求する見解では、一般不法行為法との違いが不明確になる。

上記のように、会社経営者の責任を主観的要件の観点から狭く解する見解が生じるのは、特に、中国においては、現在まで、経営判断の原則（business judgment rule）が認められていない⁷⁶ことが背景にあるように思われる。すなわち、会社の経営には一定の冒険は不可避であるのに、会社経営者に厳格な責任を課すと、会社経営者の冒険心を委縮させることがありうる。これは株主の利益に反することになる、というのである⁷⁷。

しかしながら、董事・高級管理職が個別具体的な法令・定款に違反する職務を行うとは、すなわち、会社法に定める忠実義務違反・勤勉義務違反の行為を行うことであり、それ自体法令違反にあたる。そして、上記の忠実義務違反、勤勉義務違反の有無は、経営判断原則の適用と表裏一体の関係に立ち、その違反が認められない場合には、当然、経営判断原

⁷²中国侵權責任法3条は以下のとおりである。

権利を侵害された者は、権利侵害者に対し権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。

⁷³張勇健・前掲注（65）232頁。

⁷⁴奚曉明＝金劍鋒・前掲注（29）475頁；曹順明『株式有限会社における董事の賠償責任研究』（中国法制出版社、2005年）332頁；上海証券取引所研究センター『中国会社治理報告（2004年）：董事会の独立性と有効性』（復旦大学出版社、2004年）39頁；僑欣・前掲注（66）276頁；錢衛清・前掲注（54）229頁。

⁷⁵劉俊海・前掲注（24）453頁。

⁷⁶蔡元慶・前掲注（53）27頁。

⁷⁷劉俊海・前掲注（36）410頁；錢衛清・前掲注（54）211頁；甘培忠・前掲注（54）219頁。

則上も免責されることになるから、さらに、主観的要件として、故意・過失（あるいは故意・重過失）を要求する必要はないものと考えられる。

以上のとおりであるから、法文に忠実に、主観的要件は不要と解すべきである。

オ 損害の意義

「株主の損害」については、直接損害と間接損害との二種類がありうる。直接損害とは、董事・高級管理職の法令・定款違反の職務行為により、会社に損害がなく、直接株主が損害を被る場合をいい、間接損害とは、董事・高級管理職の法令・定款違反の職務行為により、会社が損害を受け、会社の受けた損害によって株主も損害を被る場合をいう。そして、ここでいう「株主の損害」は直接損害をいうか、それとも直接損害と間接損害の両方をいうかが問題となっている。

中国においては、間接損害の場合は株主代表訴訟によって解決できることで、株主の損害とは直接損害のみをいう、との見解が多い⁷⁸。その主な理由としては、①株主代表訴訟によって会社が損害を回復すれば株主も損害を回復しうることとなる、②董事・高級管理職が株主に賠償した場合、会社に対する責任も残存すると、董事・高級管理職は重複して責任を負担することになり、反対に、董事・高級管理職が株主に賠償することで会社に対する責任が株主に賠償した分、免責されると解すると、董事・高級管理職の責任の免除に総株主の同意が必要であることと矛盾することとなる。③間接損害を董事・高級管理職の損害賠償責任として認めるのであれば、直接訴訟の提起により賠償を受けた株主と直接訴訟を提起しない他の株主との間で不平等が生じることとなる、の三つが挙げられる。

間接損害の場合を董事・高級管理職の責任から排除して、直接損害のみを認めるのであれば、少数株主の救済手段としては、株主代表訴訟のみとなる。中国においてよく紛争が起こる、小規模な閉鎖会社においては、董事・高級管理職と支配株主とが一体であり、董事・高級管理職は支配株主でもある場合が多い。この場合に、少数株主に対する救済手段が株主代表訴訟に限られると、仮に少数株主が代表訴訟で勝訴し、会社に損害が回復されたとしても、会社の株式（持分）の保有割合が変わらない限り、董事・高級管理職と支配株主が一体となって統治されている会社の損害が回復されるにすぎず、董事・高級管理職による同様の法令・定款違反行為が繰り返される可能性が否定できない。したがって、間接損害の損害賠償を認めないのは、制度の実効性からして少数株主の利益保護に不正な不利をもたらすものであると考える。

また、間接損害と直接損害との最も大きな区別は会社が損害を被るか否かということである。被害者としての株主が、董事・高級管理職の法令・定款違反行為によって損害を受けたことに変わりはない。その意味では、間接損害であれ直接損害であれ、株主が同じく

⁷⁸ 僑欣・前掲注（66）284頁。

損害を受けたのに、法律上、間接損害の場合と直接損害の場合を区別して、間接損害を否定するのは不合理であろう。

加えて、中国における支配株主問題への対応との観点からみると、株主直接訴訟の制度は、少数株主の利益を保護し、その救済をはかるとともに、会社の経営者の行為を厳しく規律することが期待されている。中国においては、会社の経営者が支配株主にコントロールされ、支配株主の意を受けて法令・定款違反の行為を行って会社又は少数株主に損害を与える事件が非常に多いため、会社の経営者の行為を厳しく規律することによって、間接的に支配株主による権利濫用の現象を抑制し、優良なコーポレート・ガバナンスを構築する内在的な目的を有しているのである⁷⁹。したがって、直接損害にのみ会社の経営者の責任を認めるのでは、直接訴訟による会社経営者の規律づけとしては狭すぎるものと解すべきである。

(2) 監事

中国会社法153条は、監事について、株主に対する損害賠償義務を規定していない。そして、中国では、前記の民法通則43条の解釈から、153条のような条文がない限り、監事は株主に責任を負わないものと解されている⁸⁰。

上記中国の民法通則43条の解釈においては、会社は独立の法人格を有する存在であるが、一般の自然人と異なり、会社の活動は、会社経営者（機関）の職務執行に依存するしかない。したがって、会社経営者（機関）の職務行為は会社の行為であり、会社経営者（機関）は第三者を直接相手方とする法律関係を持つわけではなく、その責任は会社の業務執行機関の行為として会社が負担すべきである。会社経営者（機関）が職務行為を行ったことによって第三者に対して損害を与えた場合は、会社のみがその損害を受けた第三者に対し損害賠償責任を負い、当該会社経営者（機関）が損害を受けた第三者に対し何らの責任を負わないこととされているのである^{81 82}。

したがって、監事については、中国会社法153条のような特別の規定がないので、監事は株主に対して損害賠償義務を負わない、と解されている⁸³のである。

しかし、監事は不法行為に基づき株主に対し損害賠償義務を負うのではないかと考える。この点については、第五節三で述べる。

⁷⁹甘培忠＝劉蘭芳・前掲注（12）306頁。

⁸⁰周友蘇・前掲注（47）241頁。

⁸¹「最高人民法院が中華人民共和国民法通則の施行に関する若干意見（試行）」58条。その条文の訳出は注446を参考にされたい。

⁸²この法制度は2009年中国不法行為法成立までは有効であり、実務上に大きな影響をもたらして、株主を含める第三者の利益保護に不利であるとしばしば指摘されていた〔江平『法人制度論』（中国政法大学出版社、1994年）40頁；王影麗『取締役責任制度』（中国財政経済出版社、2002年）83頁；上海証券交易所研究中心・前掲注（451）38頁〕。

⁸³僑欣・前掲注（66）285頁。

二 会社経営者による影響力の不正行使禁止義務

(一) 不正行使禁止義務

中国会社法21条は以下のとおりである。

中国会社法21条：

董事、監事、高級管理職はその関連関係の地位を利用して会社の利益を損なってはならない。これに違反し、会社に損害をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。

ここにいう関連関係とは、董事、監事、高級管理職とその直接又は間接的に支配する企業との間の関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す（中国会社法217条4号）。

(二) 影響力の不正行使禁止義務の違反による損害賠償義務

1 会社に対する損害賠償義務

(1) 趣旨

会社の経営権を背景とする会社に対する影響力（関連関係の地位）の不正利用は、前記一（二）の忠実義務違反に該当する典型的な行為である⁸⁴。董事・監事・高級管理職は、会社との間で、委任ないし雇用契約の関係にあり、会社に対し会社の利益を損なってはならない義務（忠実義務）を負っており、これに違反した場合には、会社に損害賠償義務を負う。

株主は、会社を代表して会社経営者に対し損害賠償請求訴訟（代表訴訟）を行なうことにより、会社ひいては株主に生じた間接的損害の救済を受けることができ、また、かかる代表訴訟により、会社経営者の行為を規律することができるのである。

(2) 損害賠償責任の性格・主観的要件

前記一（四）1の場合と同様、委任ないし雇用契約の違反による契約責任であり、会社経営者の故意・過失は要件となるが、契約責任の法理として、立証責任が転換され、債権者である会社は会社経営者の影響力の不正行使を主張・立証すれば足り、会社経営者の側で故意・過失のないことを立証せねば免責されない、と解される⁸⁵。

⁸⁴孫愛林・前掲注（51）228頁。

⁸⁵李建偉・前掲注（37）263頁。

(3) 損害の意義

会社経営者の影響力の不正行使により、会社の財産・収益に損害が生じたことである。

2 株主（少数株主）に対する損害賠償義務

(1) 董事・高級管理職

董事・高級管理職による関連関係の地位の不正利用による、「株主の利益侵害の禁止、株主に対する損害賠償義務」については規定がない。この点に関する解釈論は第五節四で述べる。

(2) 監事

監事については、153条が株主に対する損害賠償義務を規定しておらず、会社法上、関連関係の不正利用に関し、株主に賠償責任を負わない。しかし、監事は不法行為責任に基づき株主に対し損害賠償義務を負うのではないかと考える。この点については第五節五で述べる。

第五節 中国会社法の規定上の欠落・不備に関する解釈論

2005年中国会社法は、株主（支配株主）・会社経営者の会社・他の株主（少数株主）に対する損害賠償義務を詳細な形で定めたが、欠落・不備も存在する。以下においては、主要な欠落・不備についての解釈論を述べる。

一 株主が法令・定款に違反して株主権を行使した場合の、会社・他の株主に対する損害賠償義務

中国会社法20条1項前段の後半では、株主権の濫用による会社その他の株主の利益侵害の禁止義務が定められ、20条2項では、株主権を濫用した場合の会社その他の株主に対する損害賠償義務が規定されている。

しかし、文言上は、法令・定款遵守義務の違反行為による会社・他の株主の利益侵害禁止義務、損害賠償義務は定められていない。この点、法令・定款違反行為を行い、会社・他の株主に損害を与えた株主は、会社・他の株主に損害賠償義務を負うべきか、との解釈論が生じる⁸⁶。

⁸⁶湯欣・前掲注（38）249頁。

消極説として、「支配株主の権利濫用禁止義務」と「法令・定款遵守義務」とは別物であり、20条1項前半の前段に定められる「法令・定款遵守義務」は、20条1項前半の後段に定められる「権利濫用禁止義務」には含まれないとの見解が考えられる。一般に、「権利濫用」とは、形式的には権利行使の外見を有するが（その限りでは法令・定款違反には該当しないが）、行為の目的や、当該行為によってもたらされる権利者の利益と社会に与える害悪との比較考量の観点から、実質的に違法となる場合をいうものと解されている⁸⁷。

この権利濫用の理解からは、一見「法令・定款遵守義務」と「権利濫用禁止義務」とは別個のものとなる。この消極説に立つと、株主が「会社又はその他の株主の利益を損なってはならず」、「会社又はその他の株主に損害もたらした場合に賠償責任を負う」のは、「権利濫用禁止」に違反した場合に限られることになる。

しかし、法令・定款違反行為は、違法行為そのものであり、権利濫用と少なくとも同等か、それ以上に違法性の高い行為であるから、当該行為を行い、会社・他の株主に損害を与えた株主が、会社・他の株主に対し損害賠償義務を負わないというのは、いかにも不均衡な解釈である。

したがって、20条1項前段の後半、20条2項の「株主の権利に濫用」には、当然のこととして法令・定款違反行為が含まれると解すべきである。20条1項前半の後段、20条2項が法令・定款遵守義務違反の損害賠償義務を規定しなかったのは、損害賠償義務を負うのが当然のことであるから、特別に規定しなかったということになる。

以上のとおりであるから、支配株主を含む株主が株主権の行使に関し法令・定款違反行為を行い、会社・他の株主（少数株主）に損害を与えた場合にも、支配株主は会社・他の株主に損害賠償義務を負う（20条2項）。少数株主は支配株主に対し、自らの損害の賠償請求訴訟を提起することができるし（直接訴訟）、会社を代位して会社の損害の賠償請求訴訟を提起することができる（株主代表訴訟）。

二 支配株主による関連関係の地位の不正利用があった場合の、他の株主に対する損害賠償義務

前記のとおり、中国会社法21条は支配株主による影響力の不正行使禁止、これに違反した場合の損害賠償義務を規定しながら、文言上は、その相手方を会社に限定している。これを文字どおり解すると、会社は支配株主の影響力の不正行使に対し損害賠償請求による責任追及ができ、少数株主も株主代表訴訟による責任追及が可能であるが、他の株主（少数株主）は、支配株主による株主権の濫用の場合と異なり（中国会社法20条2項）、自己の損害についての損害賠償請求訴訟（直接訴訟）を提起することができないことになる。

しかし、この点については、支配株主による影響力の不正行使の場合も、支配株主は他の株主（少数株主）に対し損害賠償義務を負い、他の株主（少数株主）は直接訴訟により

⁸⁷ 彭春蓮『株主権利救済規制の研究——司法救済を視角に』（法律出版社、2010年）24～27頁。

支配株主に対し責任追及することができるものと解すべきである⁸⁸。

何故なら、支配株主が会社に対し「関連関係の地位」を有するのは、いうまでもなく、支配株主が圧倒的に多数の株式を保有し、これを背景とする事実上の影響力・支配力を有するがためであり、その不正行使も、背景となっている多数株式の保有に由来するものであるから、「関連関係の地位の不正行使」は、「株主権の濫用」に含まれると解するのが自然であり、公平である。そうだとすると、支配株主が「関連関係の地位」を不当に行使して他の株主に損害を与えた場合は、中国会社法20条2項により、他の株主に損害賠償義務を負うことになると解すべきである。このような立場に立つと、支配株主については、21条2項は20条2項に定める「株主権の濫用」のうち「関連関係の不当利用」により「会社」に損害を与えた場合の賠償義務を、注意的に定めたものである、ということになる。

三 監事による法令・定款違反があった場合の、不法行為に基づく株主に対する損害賠償義務

前記（第四節一（四）2（1）エ）のとおり、中国では民法通則43条が法人の機関の責任を否定したものと解されており、董事・高級管理職についての中国会社法153条のような特別の規定がなければ責任を負うことはない。しかし、民法通則43条は、法人の役職員の行為について法人の責任を認めるものであり、法人に責任があるからといって、逆に役職員に責任がないとはいえない。また、2009年中国不法行為法では、その2条2項で不法行為の保護法益として「株権」（株主の権利）を明記した。そして、「株権」の中には、株権の「価値」を含むので、監事の法令・定款違反行為（不法行為）により会社財産が毀損され、株式価値が下落した場合は、監事も、民法の一般不法行為責任に基づき株主に対し損害賠償義務を負うと考える。但し、この場合、主観的要件として、監事の故意・過失が要求されることになる。

このような考え方は、従来の中国ではあまり見られなかったが、2009年中国不法行為法2条の制定をきっかけとして、監事（機関）個人の責任も見直されるべきである、と考える。

四 董事・高級管理職による関連関係の地位の不正利用があった場合の、株主に対する損害賠償義務

董事・高級管理職は法令・定款に違反し株主に対し損害を与えた場合、損害賠償義務を負う、と規定されている（中国会社法153条）が、関連関係の地位の不正利用による株主に対する損害賠償義務については規定がない。そして、153条のような特別の規定の

⁸⁸李建偉『会社訴訟專題研究』（中国政法大学出版社、2008年）366頁。

ない限り、民法通則43条により損害賠償義務を負わないとの従来の見解に立ち、153条の定める事由（法令・定款違反）を厳格に解すると、董事・高級管理職の関連関係の地位の不正利用による株主に対する損害賠償義務を否定的に解する余地もありそうである。

しかし、上記の「法令」には中国会社法が含まれ、中国会社法は董事・高級管理職に忠実義務、勤勉義務を課し（148条、149条）、関連関係の地位の不正利用は忠実義務違反に該当するので、関連関係を不正利用した董事・高級管理職は153条に基づき、法令違反により株主に対し損害賠償義務を負う、と解すべきである。

五 監事による関連関係の地位の不正利用があった場合の、不法行為に基づく株主に対する損害賠償義務

三で述べたのと同様に、中国では監事の不法行為責任は否定されることになるが、三で述べたのと同じ理由により、監事は株主に対し一般不法行為上の損害賠償責任を負うと解すべきであり、監事の関連関係の不正利用行為（不法行為）により株式価値が毀損した場合は、株主に対し損害賠償義務を負うと考える。この場合、監事の故意・過失を立証しなければならない。

第六節 中国会社法における支配株主の株主権濫用等に関する議論（誠実義務）

一 支配株主の株主権濫用等に関する議論

前述（第三節）のとおり、中国会社法における支配株主の行為規制の中心は、株主権の濫用禁止（20条1項）と、支配株主による関連関係の地位（影響力）の不正利用禁止（21条1項）である。それでは、いかなる場合に株主権濫用・関連関係不正利用に該当するか。この問題については、中国の学説では様々な観点から、様々な見解が述べられており、非常に複雑で錯綜した状況となっているのであるが、その概要を整理すると次のようになる。

まず、株主権濫用と関連関係不正利用の関係については、㉞両者は同根であり、大きくは株主権濫用の概念に含まれるべきであるとの見解⁸⁹と、㉟両者は別個の存在であるとの見解がある⁹⁰。

次に、㉞の立場において、関連関係不正利用の該当性について、①会社経営者と同じ忠実義務、勤勉義務（善管注意義務）の違反の有無により判断するとの見解⁹¹、②利益損害基準（支配株主が会社・他の株主の損害において利益を得たか否かの基準）により判断する

⁸⁹王継遠『支配株主の会社と株主の信託義務』（法律出版社、2010年）186頁；奚晓明＝金劍鋒・前掲注（29）421～438頁。

⁹⁰劉建功・前掲注（33）19頁。

⁹¹王継遠・前掲注（89）186頁。

との見解⁹²、③（基準としては概ね①の見解と同じ基準になると考えられるが、説明の仕方として）事実上の取締役を根拠とする見解（支配株主は会社に対する強大な支配力により会社経営者と同等の権限を有するとみなしうることを重視する立場）⁹³、がある。

そして、①～③の見解においては、株主権濫用と関連関係不正利用を包含する上位概念として、誠信義務が説かれ、④の見解においては関連関係不正利用の上位概念として、誠信義務が説かれている。

また、上記の誠信義務の根拠としては、i 公序良俗⁹⁴、ii 権利濫用⁹⁵といった民法の基礎的な原則や、iii アメリカ法に由来する信認義務⁹⁶、iv ドイツ法に由来する誠実義務⁹⁷といった外国法を参考とする概念が挙げられている。

中国における伝統的な会社法理論によれば、支配株主による会社支配は制限を受けない⁹⁸。その理由は、①株式は一つの財産であり、株主が自分の利益のために所有・コントロールするものである。したがって株主はその株式の最大の利益を迫及するためにその有する株主権を行使することができる。②株主は、会社経営者と異なり、会社と委任関係にないことから、株主の議決権行使に条件又は義務を課す理由はなく、株主は自分の意思だけに基づき決定することができる⁹⁹、ことが挙げられている。

⁹²奚晓明＝金劍鋒・前掲注（29）421～438頁。

⁹³王保樹＝楊繼「株式会社の支配株主の義務と責任」法学2002第2期60頁。

⁹⁴民法の基本原則となる公序良俗原則から支配株主責任を根拠づける学説がある。

この学説によれば、支配株主は会社又は他の株主に対し最低限の忠実さを持つことが公序良俗によって要求される。つまり、支配株主が自分の利益のみを追求し、会社又は他の株主の利益を無視又は侵害することは公序良俗に違反することとなる。支配株主は、会社又は他の株主に損害をもたらした場合は、損害賠償責任を負うべきであると主張される〔馮果＝艾軫濤「支配株主の誠信義務及び民事責任制度の研究」『商事法論集』第6巻73頁〕。

⁹⁵民法の権利濫用禁止理論によれば、権利の行使は自らの利益を追求するためになされるが、権利者の権利行使は他人及び社会の利益を損なわない前提の下で行うべきである。言い換えると、権利者の権利行使は他人及び社会の利益を損なってはならない。したがって、支配株主は、その株主権の行使により会社又は株主に損害を与える場合は、株主又は会社に損害賠償責任を負うべきであると説かれている〔錢玉林『株主総会決議瑕疵の研究』（法律出版社、2005年）248頁〕。

⁹⁶信認義務理論はアメリカの fiduciary duty の理論を支配株主責任迫及の理論根拠として中国に導入すべきという理論である。

信認義務理論によれば、会社の支配株主は、その有する議決権を通じて会社に対し影響を与える。本来であれば、株主の出資を保護するために、一株一議決権が原則として、株主に議決権が賦与される。しかし、支配株主の有する議決権は、自分の利益を保護する必要の限度を超えて、会社に対し影響を与えることができるため、その議決権の行使は他の株主の利益に影響を及ぼしうることとなる。そこで、支配株主と会社又は他の株主との間で実質的委託関係が形成され、支配株主が会社又は他の株主の受託者として、その権利行使を行うに際し、支配株主自らの利益だけではなく、会社又は他の株主の利益を含めて考えなければならない、支配株主は会社又は他の株主に対する影響を与える議決権を所有するのと同時に、会社又は他の株主に対し信認義務を負うべきであると主張されている（朱慈蘊「資本多数決原則と支配株主の誠信義務」法学研究2004年第4期、13頁）

⁹⁷誠実義務論はドイツ法の影響を強く受けた学説である。その学説の概要は以下のとおりである。支配株主は会社をコントロールできるため、支配株主の意思は会社の意思になる。しかし、現実において、支配株主の利益は必ずしも会社の利益と一致することになるわけではなく、支配株主は私利をはかって会社又は他の株主の利益に反する行為を行うこともありうる。したがって、会社経営者である取締役の負う忠実義務・勤勉義務（善管注意義務）と類似して支配株主が誠実義務を負うべきであると主張されている（劉俊海・前掲注（24）225頁）。

⁹⁸王保樹＝崔勤之 前掲注（50）83頁、187頁。

⁹⁹馮果＝艾軫濤 前掲注（94）70頁。

株主はその持株比率に応じて会社を支配するのであり、持株比率が多ければ、それに応じて株主が大きな権利を握る。これはいわゆる資本多数決原則である。このことは、中国において「大株主は大権利、小株主は小権利」とも呼ばれている¹⁰⁰。したがって、支配株主に会社及び少数株主に対して責任義務を負わせることは、市場経済の基本原則に違反することになると説かれている¹⁰¹。

しかし、支配株主の権利濫用・影響力の不正行使により会社及びその他の株主の利益を損なう事件（支配株主問題）が頻発し、如何にして支配株主を規律するのかが会社法上の最も重要な問題となり、この問題を解決するために、支配株主に誠信義務を課すことが検討されることになった¹⁰²。

そして、前述も触れるが、2002年「上場会社治理準則」に「誠信義務」との用語が初めて用いられ、2006年「上場会社定款指引」においても、支配株主の「誠信義務」の用語が使用されたのである。それによって、現在では、中国においては上記のとおり、何らかの形で「誠信義務」の用語を援用するのが一般的になっている¹⁰³。

二 検討

支配株主による議決権の行使の結果、違法・不当な内容の総会決議がなされた場合、当該決議は中国会社法では無効である。その典型は、強行法規違反の決議であるが、支配株主が自らの利益を得るため、会社の利益を害する条件の合併、事業譲渡等を承認する旨の決議を成立させた場合も、無効となる（日本会社法における資本多数決濫用理論でも同旨の結論が示されている。但し、日本会社法では、特別利害関係人による著しく不当な内容の決議がなされた場合は、取消事由となる）。

総会決議の内容が外観的に適法である場合は、直ちには無効とはならない。董事の選任決議がその典型である。この場合に、支配株主が選任した董事を操り、自己に有利な条件で会社と取引をしようと企図していた場合はどうなるか。

そのような場合であっても、決議の内容は違法ではないから、総会決議そのものが無効となるわけではない。しかし、支配株主が当該董事に自己に有利な取引をなさしめることは関連関係不正利用に当たり、議決権行使時の企図が実現されたことになるので、事後的ながら、いわば、株主権濫用と関連関係不正利用が一体となって、支配株主の当該一連の行為を違法たらしめ、損害賠償義務を基礎づけることになる、と考える。

そして、前に述べたように（第五節二）、支配株主が会社、董事に対し「関連関係の地位」を有するのは、支配株主が圧倒的に多数の株式を保有し、これを背景とする影響力・支配力を有するためであり、関連関係不正利用は株主権濫用の一亜種と位置付けることができ

¹⁰⁰王継遠・前掲注（89）139頁。

¹⁰¹蔣大興「少数株主保護を反対」2004年清华大学21世紀商法论坛论文集69頁。

¹⁰²王保樹＝楊繼・前掲注（93）60頁。

¹⁰³劉俊海・前掲注（24）225頁。

る。すなわち、株主権濫用と関連関係不正利用は一体のものとして把握され、株主権濫用がその上位概念として位置すると理解される。このような意味において、⑦の立場が支持されるべきであると考ええる。

その場合において、関連関係不正利用の判断基準としては、端的に、「会社の損害において自己の利益をはかってはならない」との忠実義務によるべきである、と考える。これを①、③の学説のように、あえて会社経営者（事実上の取締役）になぞらえる必要はない。また、②の利益損害基準は、日本会社法の非通例的取引における独立当事者間取引基準と同旨の基準であり、会社と支配株主との間の取引行為を規律する基準としての有用性は否定できないが、当該取引行為以外の関連関係不正利用の規律には適合しない。上記の忠実義務の場合は、その一本により、あらゆる態様の関連関係不正利用の判断基準を提供しうると考える。

さらに、関連関係不正利用の上位概念として、誠信義務を位置づける必要は、少なくとも中国会社法においては無いものと考ええる。何故なら、上記のとおり、中国会社法では中核概念として株主権濫用禁止が位置づけられ、派生的に関連関係不正利用が禁止されるが、これらに対する該当性の基準は忠実義務の有無で統一的に理解しうるから、誠信義務は不要であると考ええる。

三 中国会社法と「上場会社治理基準」、「上場会社定款指引」との関係

2002年「上場会社治理準則」は、1993年中国会社法において支配株主の行為を規律する法制度が存在しない状況下で、1990年代後半から支配株主問題が顕在化し、支配株主の行動を規律する法制度の不備が呼ばれる中で、支配株主の会社及び他の株主に対する誠実義務を初めて明文化し（19条）、また、その具体化として、会社経営者の選任に関する法令・定款遵守義務（20条）、会社の決定・経営への違法干渉の禁止義務（21条）、支配株主の競業禁止義務（27条）等を定めた。

これに対し、2005年中国会社法では、支配株主の行為を規律する法制度について、支配株主による株主権行使に関する法令・定款遵守義務、権利濫用禁止義務、他の株主の利益侵害禁止義務、損害賠償義務が定められた（20条）。

また、会社・会社経営者に対する影響力の不正行為（関連関係の地位の不正利用）による会社・他の株主の利益侵害の禁止義務、違反した場合の損害賠償義務が明文の形で定められ、又は解釈上これらの義務は肯定されることとなった（21条）。

その後の2006年「上場会社定款指引」においては、2005年中国会社法20条に準じ支配株主の法令・定款遵守義務・権利濫用禁止義務が定められ（37条¹⁰⁴）、支配株主

¹⁰⁴ 2006年「上場会社定款指引」37条は以下のとおりである。

会社の株主は以下の義務を負う。

①法律、行政法規又は本規定を遵守しなければならない。

②引き受けた株式と出資方式にしたがって支払わなければならない。

の影響力（関連関係の地位）不正行使禁止義務も定められた（39条1項¹⁰⁵）。その上で、「上場会社定款指引」は、更に、支配株主は会社及び会社の社会公衆株主¹⁰⁶に対し誠信義務を負うと定め（39条2項¹⁰⁷）、その具体化として、法律にしたがって出資者の権利を行使すること、利益分配、企業再編、对外投资、資金流用、借金担保等の方式によって会社と社会公衆株主の合法的な利益を損なうこと、会社を支配する地位を利用して会社と社会公衆株主の利益を損なうことを禁止した（39条2項）。

このように、上場会社を対象とする「上場会社治理準則」「上場会社定款指引」では、支配株主に対し誠信義務が課せられているほか、その具体化においても、2005年中国会社法に加える形で、支配株主の会社の決定・経営への違法干渉の禁止義務、競業禁止義務（上場会社治理準則）、利益分配・企業再編等における影響力の不正行使の禁止義務、社会公衆に対する義務の明示（上場会社定款指引）等の規定が置かれた。

上記の具体化された義務のうち、「社会公衆」に対する義務については、これは上場会社に特有の社会的責任（支配株主の抽象的な社会的責務を装飾語化したもの）を定める規定であるが、その他の「上場会社治理準則」「上場会社定款指引」において具体化された義務は、二で検討したとおり、2005年中国会社法が定める株主権行使に関する権利濫用禁止・影響力不正行使禁止と、その判断基準としての忠実義務の採用によってカバーしうるものである。

このように考えると、2005年中国会社法と「上場会社治理準則」「上場会社定款指引」との違いは、明文により支配株主の誠信義務を定めるか否かにあることになるが、この点も、「誠信義務」との用語を使用したとしても、その内容は中国会社法の支配株主の権利濫用禁止・影響力の不正行使禁止以上のものを意味することはなく、多分に形式的な違いにすぎない。

結局、支配株主の行為規則については中国会社法がその原則的・中核的内容を規定し、「上場会社治理準則」「上場会社定款指引」は上場会社用に敷衍的・装飾的な内容を付加したものの、と理解されることとなる。

③法律、行政法規に定められる状況を除き、株式買取を行ってはならない。

④株主の権利を濫用して会社又は他の株主の利益を損なってはならず、会社法人格又は株主有限責任を濫用して会社債権者の利益を損なってはならない。

会社株主が株主の権利を濫用して会社又は株主に損害を与えた場合は、法律にしたがいが損害賠償責任を負わなければならない。

¹⁰⁵2006年「上場会社定款指引」39条1項は以下のとおりである。

会社の支配株主、実質的支配者関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。本規定に違反して会社に損失をもたらした場合は、損害賠償責任を負わなければならない。

¹⁰⁶社会公衆株主とは、上場会社において国有株、法人株を所有する株主以外の、証券取引所に自由に譲渡できる株式を所有する株主をいう。

¹⁰⁷2006年「上場会社定款指引」39条2項は以下のとおりである。

会社の支配株主及び実質的支配者は会社と会社の社会公衆株主に対し誠信義務を負う。支配株主は厳格的に法にしたがって出資者の権利を行使しなければならない。利益分配、企業再生、对外投资、資金流用、借金担保等の方式によって会社又は社会公衆株主の合法的權益を損なってはならず、支配的地位を利用して会社又は社会公衆株主の利益を損なってはならない。

第七節 結論

日本においては、伝統的にコーポレート・ガバナンスでは経営者支配に対する規制に軸足が置かれているが、中国においては、経営者支配もさることながら、支配株主に対する規制に軸足が置かれている。

中国会社法は、支配株主の行為規制として、①議決権行使に関する法令・定款遵守義務・権利濫用禁止義務と、それに違反した場合の会社・他の株主に対する損害賠償義務、②影響力の不正行使禁止義務と、それに違反した場合の会社、他の株主に対する損害賠償義務を規定している。

また、支配株主の意を受けて違法行為に及ぶ会社経営者の行為規制として、③権利行使に関する法令・定款遵守義務、忠実義務、勤勉義務と、それに違反した場合の会社・他の株主に対する損害賠償義務、④影響力の不正行使禁止義務と、これに違反した場合の会社・他の株主に対する損害賠償義務を規定している。

支配株主の行為規制の中では、①の権利濫用禁止と、②の影響力の不正行使禁止であるが、両者に共通する解釈基準としては忠実義務（会社の損害において自己の利益をはかってはならないこと）が採用されるべきであると考えられ、かかる立場からは、日本会社法は、中国と同様に①の権利濫用禁止と、その派生的義務である②の影響力の不正行使を規定するが、共通の解釈基準である忠実義務を規定する方法が妥当と考えられる。

また、本論文では、中国会社法における支配株主の行為規制に関する全体像[支配株主の権利濫用禁止・影響力（関連関係）不正行使禁止と会社経営者の権限不正行使禁止・影響力（関連関係）不正行使禁止]を描写したうえで、中国会社法の規定に欠落・不備があると認められる主要な点について、日本会社法の示唆のもとに、独自の解釈論を呈示した、具体的には、次の5点であり、これらの解釈論の採用により、支配株主の行為規制の実効性が上がるものとする。

- ①株主が法令・定款に違反して株主権を行使した場合の、会社・他の株主に対する損害賠償義務。
- ②支配株主による関連関係の地位の不正利用があった場合の、他の株主に対する損害賠償義務。
- ③監事による法令・定款違反があった場合の、不正行為に基づく株主に対する損害賠償義務。
- ④董事・高級管理職による関連関係の地位の不正利用があった場合の、株主に対する損害賠償義務。
- ⑤監事による関連関係の地位の不正利用があった場合の、不法行為に基づく株主に対する損害賠償義務。

また、中国における支配株主の権利濫用等に関する議論を整理・分析し、株主権の濫用禁止と影響力の不正行使禁止の形で行為規制がなされている中国では、その解釈基準として支配株主の忠実義務を採用すれば必要十分であり、その他の概念・基準、特に誠信義務

の導入は不要であることを指摘した。この指摘により中国における議論は整理され、今後の会社法の解釈の方向が明確化されるものとする。

さらに、支配株主の行為規制に関する直接的な規制を欠いている日本会社法における、支配株主の行為規制に関連する規定・解釈・立法論を整理し、中国会社法の議論の分析結果を踏まえ、日本の親子会社法制に関する立法論を検証した。その結果、日本会社法で支配株主の行為規制について、新たな規定を設けるのであれば、①中国会社法の立法例のように、株主権の濫用禁止と影響力不正行使禁止の規定を置き、その解釈基準として支配株主の忠実義務を採用するか、②端的に支配株主の株主権行使、影響力の行使について忠実義務を課す規定を置くか、いずれかの立法が妥当であり、①②のいずれに対する違反に対しても、会社・他の株主に対する損害賠償義務を課し、少数株主による代表訴訟・直接訴訟により牽制を加える手段を与えることが必要である、との結論を呈示した。

以上の実体法上の規制に加え、各損害賠償請求権を行使するためには、代表訴訟、直接訴訟の整備が必要である。また、支配株主により株主権が濫用的に行使された場合や、支配株主の意を受けた会社経営者による不公正な総会運営がなされた場合、総会決議を取消訴訟、無効確認訴訟により否定する必要がある。これらの手続法上の規制については、2005年に中国会社法が改正される際に、大幅に整備された。この論文は実体法上の規制に止まることとし、手続法の法制度の紹介は別の機会にする。

なお、本論文は、広くは株主間の利害調整、狭くは支配株主と少数株主の利害調整を対象領域とするものであり、さらに狭くは、「会社の損害のもとに自己の利益をはかる支配株主対これにより被害を受けた少数株主」という、悪善の区別が立て易い、比較的単純な問題状況を前提とするものである。そのため、その実質的な解釈基準として、会社の損害のもとに自己の利益をはかってはならないとの忠実義務を採用することにより、問題は比較的容易に解決しうる。

しかし、株主間の利害調整は、より複雑な状況においても必要とされている。その場面の解釈論を呈示するには、日中以外の比較法的考察や、社員権否認論、資本多数決濫用論等の株主権の本質に関する基礎理論を深掘りする必要があることを痛感している。これについては、今後の研究課題としたい。